

第8回 奄美市再発防止対策検討委員会 会議録

○ 開会年月日 令和2年7月14日（火） 13：30 開会
17：30 閉会

○ 開催の場所 奄美市役所名瀬総合庁舎6階会議室

○ 会 順

1 開 会

2 協議

- はじめに（強い覚悟を）
- 事案の概要及び課題となったことについて

I 生徒指導態勢について

- (1) 学校における生徒指導態勢について
- (2) 生徒指導の年間計画の作成について
- (3) 児童生徒に寄り添った指導について

II 体罰・暴言について

- 1 体罰・暴言に関する基本的な考え方について
- 2 体罰暴言が与える影響について
- 3 体罰・暴言の未然防止に向けて
- 4 ケーススタディ
- 5 チェックリスト

III 教育相談について

- 1 教育相談の基本的な考え方について
- 2 教育相談の進め方
- 3 教育相談態勢の充実
- 4 ケーススタディ
- 5 チェックリスト

IV 教育委員会の対応のあり方について

- 1 各学校の取組を徹底させるために
- 2 再発防止に向けた取組について

V その他

3 閉 会

1 開会
進行

それでは、姿勢を正してください。

ただ今から、第8回再発防止対策検討委員会を開催いたします。

一同礼まず、このような折に、お集まりいただきありがとうございます。またマスクの着用の方も御協力いただきありがとうございます。発表の際に息苦しいときには、マスクをずらしていただき構わないと存じますので、その際は、皆様方のご理解よろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、協議にうつります。假屋園委員長に議長をお願いいたします。委員長よろしくお願いいたします。

2 協議
委員長

それでは、よろしくお願いいたします。本日は、事務局から出されました再発防止に向けた生徒指導ハンドブックを基に協議を行います。最初に、協議事項（1）のAになりますが、ハンドブックの最初のページになります「はじめに」ならびに「事案の概要及び課題になったこと」について事務局から説明をお願いします。

事務局

この再発防止検討委員会は、平成31年の5月に第1回目が行われました。これまで6回開催されております。6月に行われる予定でした第7回については、コロナ感染防止のために委員の皆様にも再発防止ハンドブックを配付してご意見を賜ったところでした。そして、今回の第8回目については、委員の皆様の意見を参考にしながら、新たに「生徒指導ハンドブック～子どもたちの尊い命を守るために～」として、資料を作成してまいりました。再発防止対策検討委員会は、今回で計画では最後となっております。どうか、委員の皆様には、ご理解とご協力を賜りたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。そして一日でも早く学校での活用を図っていただけますよう、本日のご審議よろしく申し上げます。

それではご説明いたします。2ページをお開きください。そこに「はじめに」として、私たちの強い覚悟を示しております。

ここは読ませさせていただきます。

【 以下、資料を音読 】

～あまみの子どもたちを光に～

「二度と子どもの尊い命を失うことがあってはならない」

平成27年11月、市内の中学1年生が自らの尊い命を失う事案が起きました。残された遺族の皆様や友達、先生方、地域の方々をはじめ、多くの方々が深い悲しみに包まれました。

あれから5年が経とうとしていますが、平成30年12月の第三者調査委員会調査報告書をもとに、再発防止に向けた生徒指導態勢や教育相談態勢の望ましい在り方を構築するために、平成31年2月、再発防止対策検討委員会を立ち上げ、二度と子どもの尊い命を失うことがあってはならないという強い覚悟のもと、様々な観点から再発防止について検討してまいりました。

いじめをはじめ、様々な問題に直面している子どもの内面に寄り添った生徒指導態勢について、奄美市教育委員会として改めて問い直し、子どもの人権を尊重し、子どもが安心して学ぶことができる学校づくりに努めていきたいと考えています。

生徒指導ハンドブックは、奄美市教育行政の基本方針「あまみの子どもた

ちを光に」をもとに、学校と家庭、地域、そして市教委をはじめとする関係機関が連携を図りながら、二度と子どもの尊い命を失うことがないように再発防止のために策定しています。学校の研修の場やP T A、家庭教育学級等で幅広く活用を図ることを強く願っています。

ここでは、強い覚悟と生徒指導ハンドブックの目的を明確にしたところまででございます。

続いて3ページをご覧ください。ここでは事案の概要及び課題となったことについて挙げさせていただいております。こちらもお読みいたします。

【 以下、資料を音読 】

～ 事案について ～

平成27年11月4日に中学1年生である生徒が自ら命を絶ちました。

当日の放課後に、自死した生徒をはじめ数人の生徒について、ある生徒への「いじめ」や「からかい」を行ったと考え、担任（生徒指導主任）が、一人で対応し、その日のうちに謝罪をさせ、下校させました。しかし、その自死した生徒については、日頃から真面目で、担任からも信頼が厚かった生徒でした。指導後、担任は気になり、事前に連絡することなく家庭訪問を行いました。祖母は家にいましたが、母親が不在でした。担任は「嫌な思いをしている人もいるが、誰にでも失敗はあることなので、これまでの自分を貫いていけばよい」と本人に話をしました。本人は泣いていたとのことでした。その後、自ら命を絶ちました。

詳細については、第三者調査委員会調査報告書を皆さん読んでほしいと考えています。ですから、そこにはURLを載せてございます。この事案から課題となっていることについて市教委で揉んできました。そこから3点の課題が浮き上がりました。

その1点目が、組織的な生徒指導態勢が十分機能していなかったこと。問題行動に対するマニュアルがあったにも関わらず、その手順に則って行われていなかったこと。また、保護者への速やかな連絡がないまま、担任だけで解決を図ろうとしたこと。

2つ目に、心に寄り添う指導が十分ではなかったこと。生徒の心情面やその背景まで把握するなど、生徒に寄り添った指導が十分行われていなかったこと。日頃から生徒に関する情報把握や生徒理解が十分でなかったこと。

最後に、市教委として学校の生徒指導態勢に対する日常の見届けが不十分であったこと。

以上の3つが課題として挙げられます。この3つの課題が解決できるように本資料についてはまとめてございます。委員の皆様からも意見をいただきましたが、主なものについてこれからご説明いたします。本文等の修正については、資料をご覧いただければと思いますので、まずは別紙である生徒指導ハンドブックに関する意見・指摘事項への回答についてご覧いただければと思います。

6月に、委員の皆様から意見をいただいた主なものについてご説明いたします。

再発防止ハンドブック全体について

一般的で、目的が不明確で、焦点があいまい、再発防止のために何をするかという具体策がみられないというご指摘を受けました。これについては、「はじめに」で「強い覚悟」を表し、ハンドブックの策定の目的を明確にしたところまででございます。また、事案から課題を明確にし、その解決を図るために資料を作成しました。さらに、「指導死」の再発防止という点でご指摘がありましたので、それについては、組織的な対応及び心に寄り添った指導で

対応できるのではないかと考えております。

2つめに、学校や教職員への対応の在り方や考え方ばかりに終始し、教育委員会自らの責務に関する記述がないというご指摘を受けております。資料の3ページの2の「この事案から課題になっていること」の3番目に示してあるように、市教委として、学校の生徒指導態勢に対する日常の見届けが不十分であったと考えています。ただ、大切なことは、この事案を忘れないで再発防止策を策定して二度と大切な命を失わないように学校に周知していくことこそ、私たち市教委としての責務になっていくのではないかと考えております。

続いて、これまでの意見が反映されていない、これまでの資料を見る限り真摯に受け止めていない、第三者調査委員会への報告書とのずれ、第三者調査委員会との協議についてというご意見等をいただきました。

第三者調査委員会の報告書については、真摯に受けとめているところがございますが、再発防止対策委員会では、「二度と子どもの尊い命を失うことがあってはならない」ということが目的です。第三者調査委員会の委員も、再発防止対策委員会に入っておられますので、協議については考えていません。これまで、再発防止対策検討委員会で協議されたことを踏まえて、実効性のあるものを策定していくことが大切であると考えています。

続いて、2ページをご覧ください。タイトルについてのご意見をいただきました。「再発防止ハンドブック」では、何を再発防止なのか分からないというご指摘がございましたので、「生徒指導ハンドブック」～子どもの尊い命を守るために～を表題にもってきました。この事案から学べるがたくさんあります。生徒指導全般に関連がありますので、「生徒指導ハンドブック」と改めさせていただいたところです。

続きまして2ページの9行目、「いじめをはじめ、生徒指導上の様々な問題に直面している子どもたち」では、「子どもたちに問題があったように見受けられます」というご意見がありました。このことにつきましては、児童生徒は学校生活や家庭生活において、思春期ならではの様々な悩みを少なからずもっているものと考えています。児童生徒の日常における心情等の理解こそ、生徒指導上の問題を防止する大切なことと考えております。この中で、生徒指導上だけでなく、いろいろな悩みがあるのではないですかということがありましたので、()のところのはじめには「生徒指導上」は省いてあります。思春期ならではの様々な悩みに向き合っていく必要があるという風に考えております。

3ページの事案の書き方について、「いじめ」と認定されていないこと祖母は立ち会っていないことについては、書き方を「祖母はいましたが母親は不在でした」と変えました。先ほど申し上げましたように、この事案につきましては、一番は報告書を読んでもらうことだと思います。URL等あるいは学校に既に配付されておりますので、しっかりと先生方には読んでほしいという気持ちをもっております。

そして、この事案から課題となっていることについて、「主体的な検証が不十分である」、また「市教委が不都合なことがあっても向き合うべきではないか」、というのがありました。令和2年の1月22日付けに指摘事項に対する検証を市教委から出してあります。その検証の結果を突き詰めていくと3ページの課題に絞られてきます。この課題を解決していくことが再発防止につながると考えております。

それと市教委としても、学校から生徒指導上の問題が報告されたときには、6ページの(9)の視点をもとに、各学校への確認を徹底し、さらに継続的な観察、見守りを行っていきたいと考えています。

ハンドブック作成後についての研修会は、年何回実施しますかということ

に関しましては、年4回と書いてありますが、機会があるごとに活用を図ってまいります。ハンドブックの作成はこれが終わりではなく、スタートであるという立場に立って進めていくことが大切だと考えております。

3ページにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、ハンドブックはこれが終わりではなくスタートである、動きながら改訂すべきところは改訂していくことも必要であると考えています。

奄美市いじめ問題調査委員会について、重大事案が発生してから招集しても機能しないことについて、現段階では奄美市いじめ防止基本方針に従って取り組んでいますが、今後検討していきたいと考えています。

また、「子供の自殺が起きたときの指針」というのが文科省から出されておりますが、それを基にしながら検討していきたいと思っています。あと、主体的な検証の公表についてですが、主体的検証については、再発防止対策検討委員会の取組自体が、主体的な市教委の検証であると考えていますが、再発を防ぐことが目的であるので、「生徒指導ハンドブック」についてはまずはしっかりと学校で活用していただいて、ウェブ上でも広く公表したいと考えています。あと、議事録の公開とパブリックコメントの実施についてですが、再発防止ハンドブックについては、まだ審議中であるのでパブリックコメントあるいは議事録については、不開示と今のところはしています。それから全体についてですが、子供の権利の主体を示す必要がある、事後対応の不適切さについてですが、「はじめに」のところに「子供の人権を尊重し」を挿入し、意識化を図れるようにしていきます。学校への事後対応については、6ページの(9)に示していますが、学校からの報告をもとに、経過観察をとおして継続的な指導を行うなど再発防止・未然防止のための指導に取り組みます。あと、子供の問題というより、教師側の問題であることについては、ご指摘のとおりだと思っております。子供の人権を尊重し、生徒指導上の様々な問題を抱えている子供の心に寄り添った生徒指導の在り方が、先生方に問われていると考えています。

4ページになります。事案について、このようなまとめ方では事案の本質が分かりません、第三者調査委員会のいじめと認定していなかったことも書くべきである、というようなことをいただいておりますが、事案については、遺族にとっては大変つらいことではありますが、掲載してございます。しかしながら、詳細については、第三者調査委員会の調査報告書を読んできたい。そして、「二度と子供の尊い命を失うことがあってはならない」ということが大切で、そのための生徒指導ハンドブックと考えております。最後に、この事案から課題となっている「心に寄り添う指導とはどんな指導であるのか」「心情や背景まで把握する努力とは」とあります。この後、生徒指導態勢で詳しく報告はしますが、児童生徒は、一人一人考え方や感じ方が違います。育っている家庭環境も違います。思春期の子どもたちであれば、いろいろなことを悩みながら、考えながらそして成長していくものと考えています。その心情を良く理解することが必要だと考えています。「こうだからこうである」というような一律な指導ではいけないと思います。子供の心情等をよく理解してこそ、心に寄り添った指導と考えています。

以上、「はじめに」のところと「概要」のところ、そして委員の皆様からの意見への回答についてご説明いたしました。どうぞ、ご審議の方よろしくお願いたします。

委員長

ありがとうございました。それでは、「はじめに」ならびに「事案の概要及び課題となったこと」「生徒指導ハンドブックに関する意見・指摘事項への回答」について、委員の先生方からご意見をお願いします。

事前に配付された生徒指導ハンドブックに最初から最後まで目を通してきました。

先ほど事務局の方から、これが最後の予定だという話がありましたが、遺族としては、このハンドブックでは再発防止策にならないと思います。今日の議論を通して、付け足すところは付け足してほしいと思います。

目的を明確にしてほしいということで、多分私が質問したものだと思うのですが、一番最初の「はじめに」の中で、生徒指導ハンドブックは、奄美市教育委員会の基本方針「あまみの子どもたちを光に」を基とあるが、当初再発防止対策検討委員会は、第三者調査委員会の「報告書」を基に再発防止策を考えるということだったと思いますが、いきなり教育行政の基本方針が出てきたのですが、これはなぜか、本来ならば、第三者調査委員会の報告書を基にというのが入ってきてもいいのではないかと思うのですが、というのがまず一点。

市教委として、学校への生徒指導態勢の見届けが不十分というのがあるが、実際の事件が発生した後の事後対応の検証が見られないのですよ。そこが、すっぱり抜けてしまっているのではないですか。亡くなる前でなくて、亡くなった後の対応です。ですので大変不十分だと私は思います。

第三者調査委員会の協議については、考えていないということなのですが、先日こちらの方で共同記者会見を開いたのですが、その中で〇〇さんに協力いただいて、△△委員長にも来ていただき話をしてもらったのですが、大変市民の皆さんにも興味をもっていて、現場の学校の先生も来てくれて、いろんな意見も出ました。その中で、(現場の学校の先生から)調査委員会の報告書は、見られるところに置いてある、しかし活用したことはない、という現場の学校の先生からの声も聞いています。

報告書に対する見方が、市の教育委員会は足りていないのではないかと考えています。というのは、協議について考えていないという回答が非常に残念に思っています。あくまで、再発防止に向けての取組なので、私の事案に対しての話をしているだけであって、他の教育行政について言っているわけではないので。

続いてなのですが、タイトルの中に「子どもの尊い命を守るために」というフレーズがあるのですが、これは私としては守るよりも「追い詰めないために」とか「失わないために」という表現の方が、この事案に関しては一番近いのかなと思っています。

あとは、主体的な検証の公表については、ハンドブックについて広く公表と考えているとのことだが、前回出された市教委の検証資料の方は、出さないということなのですが、1月付けの検証資料、教育長の議会答弁で「検証して公表します」という答弁をしていると思うのですが、そうなってくるとハンドブックというのは、再発防止策の一部ということなので、そこは検証資料についても公表するべきだと思います。

あとは、議事録の公開とパブリックコメントの実施なのですが、(パブリックコメントについては)この間の記者会見ではいろんな意見が出ましたし、市民の方や現場の方からも意見も出ていますので、いろんな意見が集められて非常によいと思いますので、パブリックコメントはぜひ実施してほしいと思います。議事録は、特に個人情報ということであれば、私のことがネックとなっているのであれば、別に構わないので、開示してほしいと思います。議事録を公開していただくと、この委員会がどんな議論がされているか皆さんに分かっていただけるのでよいと思います。逆に隠されると「あなた委員会に入って何していたの。」と言われると、私もどうかありますので、ぜひ公開していただければと思います。

定期レビューについては、書いてあるとおりで、終わりでなくこれがスタ

ートであるという立場に立って進めていくことが大切であると私も思います。ハンドブックのレビューだけでなく、その他に策はないのかということを考えていけないし、私としては教育委員会だけではなく、他の第三者の目を入れることでより良くなるのかなと思っています。今回の委員会を通して思ったのですが、やはり福祉の目線・心理の目線・弁護士の目線とかいろんな意見を聞いたことが非常に大事なことだなと思いましたので。教育関係者だけでなく、そこに第三者の目を入れた第三者機関。要は、再発防止ができていくか見張るのではなく、アドバイザー的な役割を果たすような。そういう趣旨で、第三者機関の設置という要望書を出していたのですけれど。そういう意味で、これが終わりではなくこれがスタートだというのは、非常に大事だと思っています。

それから、事案についてですけれど、正直4行目のしかしから始まる「その自死した生徒については、日頃から真面目で、担任からも信頼が厚かった生徒でした。」指導後プラス「母親が不在でした」は、要らないと思うのですよ。別にうちの子のことを書かなくても問題はないのかなと思います。事案がどうだったのかということだけで。遺族としては、この事案が詳しく書かれることは、問題ないので、逆に隠されることの方が心を痛めます。事案については、私の子供のこともよりも実際にあった9月の指導とかの指摘もありますので、そういうのを加えて書いていただくとより分かりやすいのかなと思います。とりあえずは、以上です。

委員長

ありがとうございました。

「はじめに」と「事案の概要及び課題になったことについて」に該当する箇所について他の委員の先生から意見をお願いします。

委員

〇〇さんがおっしゃったことと、ほとんど同じような意見になってしまうのですけど。

まず、大きなことで、表題が変わってしまったというのはちょっと。

「再発防止ハンドブック」から「生徒指導ハンドブック」になっていますが、私はもともとの方で良かったのではという意見です。この委員会は「再発防止検討委員会」なので、それで良かったのではないかと個人的には思います。

さっき、〇〇さんがおっしゃったように、守るためにという表現が、守ろうとしたけど守れなかったみたいに思えてしまうので、積極的な子どもに対する誤った行動によって子供の命が失われてしまったので、守るという表現は事案を考えると適切ではないと思いました。

最初の「はじめに」のところですが、「子どもの人権を尊重し」という言葉が入ったことで、子どもの権利主体であるようなことをおっしゃいましたが、人権を尊重するという言葉だけでは不十分だと思います。やはり、例えば「子どもが主人公」という表現から入っているところからも思いましたし、中には一番大事な子どもの意見表明権とか、そういった視点が全く出てこないことが気になりますので、もう少し子どもの意見に寄り添うとか、子どもを客観的に捉えるのではなくて、子どもが意見を表明するのを尊重するとか、そういう視点が必要ではないかなと思います。

先ほど〇〇さんもおっしゃいましたが、「奄美の子どもたちを光に」というのが急に出てきましたので、何だろうと思い、私もインターネットで調べ読ませていただきましたら、教育行政の基本計画、基本方針みたいなものが出てきました。それはもともとあるものなので、何でここで出てくるのか私には分からなかったのと、あとこれを読んだらこういうことが書かれていました。「開かれた学校 保護者や地域住民のために説明責任を果たしま

す。このことにより、学校・家庭・地域が共通の認識をもち連携をします」というようなことが書いてありました。今の状況、先ほど議事録の非公開とかパブリックコメントをとらないとか、これまで5年くらい経っているのに、この前の市民説明会では多くの人たちが情報を正確に知ってなくて、知りたいという気持ちで、話したいという感じで参加されていた状況を見ますと、「奄美の子どもたちを光に」に書いている開かれた学校・説明責任ということにもふさわしくない状況に進んでしまっていると思いました。

あと、「奄美の子どもたちを光に」の中に、大人が子どもの成長過程に向き合うことは、大人自身が生き方や姿勢を見つめ直す機会になることから共に学び続ける必要がありますというふうなうたわれていました。ところが、このハンドブックを見ると、まあ私が書いた意見だと思うのですが、結局子どもの問題と言うより教師側の問題として捉えていて、いろんな子どもがいていろんな思春期の心の悩みがあって、それをきちんと把握できなかったことが問題かのように。要するに、子ども側の問題という視点が抜け出せていないなというふうに思います。そうではなくて、いろんな子どもたちがいるけど、当たり前やらなきゃいけない、子どもの意見を聞くとか、基本的なことをやっていければ、一人一人の若い心の動きを逐一分からなくても、防げることはあるのではないかと、当たり前のことをするそういうところですよ。そういうところからやっていかないといけないし、子どもの問題の視点から抜け出して、学校で言い換えれば、学校の在り方や姿勢を見つめ直すという姿勢をもう少し前に出さないといけないのかなと思いました。そのことが「奄美の子どもたちを光に」の趣旨にもあるのではないかと思います。

あとは、そのハンドブックの作成は、あくまでスタートというふうに配られた資料にもあったのですが、さっき〇〇さんもおっしゃったように、学校と教育委員会だけでなく、もっといろんな目で、第三者の目とかでみてやっていく必要があるのかなと思います。学校と地域・保護者・教育委員会が力関係とか上下関係とかあってはならないし、一緒にパートナーとしていろんな視点で考えていかないといけないと思いますし、学校と教育委員会だけでチェックするのではなく、いろんな視点を入れるような、スタートという言葉の続きですね、どういうふうにチェックしていくかというのを、具体的に、もし考えがあれば教えていただきたいと思います。

主体的な検証のところは、1月の会議に配られて指摘事項に対する検証についてという結果が、1回目に出て2回目も改訂で出ましたが、その後は何も出てきていません。あのときには、主体的な検証を公表します、という発言もあったと記憶していますが、検証結果をちゃんと公表してほしい。私は、その時点で充分とは思っていませんでしたが、もし検証がすすんでいるのであれば、公表していただきたいと思います。

あと、心に寄り添う指導とか心情把握という言葉がありますけど、繰り返しになりますが、亡くなった〇〇さんのお子さんが思春期の悩みを抱えていて、それを気付かずに亡くなったというそういう事案ではないと思うので、観点が本事案とずれているのではないかと思います。

あと、3ページ目の今回の事案についても、〇〇さんが言ったように、これだけ言っても何が問題だったか分からない、結局一人で対応した中身経過が重要で、学校現場が学ぶべきことではないかと思います。もちろん家庭訪問もそうですけど、その対応という言葉が意味するものが分からなければ、何を教訓にすればいいのかわかりませんでした。第三者調査委員会の報告書にもあったように、もともと学校が行った基本調査がまさにその感じで指導した後からしか書いてなくて、指導の中身が全くないことを指摘していたはずで、同じことがここでも繰り返されているのではないかと感じた次第です。

あとは市教委の問題は、見届けが不十分であったことと書いてありますけど、少なくとも第三者調査委員会では見届けが不十分であったことを大きな問題とは捉えていませんので、もし市教委が検証して、そういうふう思ったのなら、もう少し具体的に書いていただかないと分からないし、事後対応の方がむしろいろんな問題点を指摘していたと思いますので、その辺りがどのように市教委が考えているのかが分からないので、ちゃんと検討してほしいと思います。以上です。

委員長

ありがとうございました。他、先生方からありませんか。ないようでしたら、次に生徒指導態勢に進みたいと思います。
生徒指導態勢について、事務局から説明お願いいたします。

事務局

お願いいたします。資料は4ページからになります。前回お示しさせていただきました生徒指導態勢について、御意見をいただきました。それを基にしながら、言葉を加えたり足したりしております。あるいは内容を変えているものもございます。まず、全体を通してなのですが、()書きで1・2・3という形で形式を統一させていただいております。

続きまして、4ページの生徒指導の在り方なのですが、ご指摘いただいた中で、児童生徒の問題行動が社会問題となる中でという、この表現について意見がございましたけれども、この表現につきましては、当然今回の事案に関するだけでなく、他の生徒指導のことについても中身は触れております。今回のことに関しましても、私共としましては組織的な対応が充分にはなされなかったものと考えております。確かに、県内に限らず、国内では、社会問題となっているケースが増えている状況がございますので、生徒指導全てにおいて活用してほしいという考えの基でこのような表記になりました。

態勢づくりのポイントについては前回と変わっておりません。ポイントについても、マニュアルがあってもそれが形骸化することがないようにということで説明したとおりでございます。

次の5ページ・6ページにつきましては、事務局の方からご説明いたします。

事務局

その5ページ組織的な対応の在り方についてご説明いたします。

いろいろな生徒指導上の問題が発生したときは、まず事案の校長への報告のところですが、担任は第一報を校長に報告します。校長は複数で対応するよう担任へ指示します。第三者調査委員会の報告書にもありましたように、担任が一人で抱え込むことがないように、まずは事案があったら必ず校長に報告をしていただいて、校長の方からしっかりとした指示をってもらうという形にします。担任は、生徒指導主任等に事案の詳細を話をし、ここで態勢を準備していくという形になります。組織的な対応に向けた準備が、そこから始まります。生徒指導主任は、担任から報告を受けた後、校長に対応策を確認します。アの事案に応じた委員会等の設置について、校長と、もちろん教頭も入りますが、生徒指導主任が中心になり、委員会を設置するかどうかも含めて、だれがどのようにするか内容等の確認をします。重大事案の場合は外部関係機関との連携をとり、校長によるこのような形でいきたいと思います。指導方針の策定をします。

その後、4番目に事案に応じた委員会等の開催に向けて、だれを集めるか参加者の連絡調整を行います。同時に、事案に応じた第1回の委員会を開催します。ここで、このような聞き取りをお願いしたい、こうしたい、ということの方針を立てるということです。聞き取りもですね、心に寄り添った指

導をするからには、2回・3回と行う、それと、セカンドオピニオンのような考えが必要ではないかというふうに考えています。担任以外に、児童生徒が信頼をよせる職員に聴き取ってもらうというふうに考えています。そういうものをまずは準備として、委員会は考えています。そして、それに従い調査を行い、途中経過は校長に報告し、担任については保護者に連絡するという流れになります。

6ページをご覧ください。

6ページは、第2回委員会の開催で調査内容による事実・内容の精査、指導方針の具体化です。まず、調べてきたものについて精査をする、校長による指導方針を決定して、みんなでやっていく方向になります。同時に市教委への報告を行います。市教委による確認、学校から報告があったときに、次の視点で確認をしたいと考えています。

組織として対応しているのか。

複数で対応して、児童生徒に寄り添った指導になっているのか。

全職員がこの事案を知っているのか。

保護者へ丁寧に説明しているのか。

解消に向けた生徒指導及び生徒支援になっているのか。

具体的な経過観察は適切か。

再発防止・未然防止につながる指導を行っているのか。

これらの視点から考えていけないといけません。

その後、経過観察。そして11番にあることです。文書に書くと時間的に非常に長く感じますが、これをスピーディーにやっていくということになります。以上が組織的な対応の在り方についてです。

事務局

では、7ページに戻ります。

7ページの方には、年間計画の作成ということで、これについてもご意見いただきました。こちらについては、具体的に8ページの方に挙げております。8ページの方は、ある中学校の生徒指導の年間指導計画をイメージして作成したものなのですが、なぜこれを私どもが使ったかと申し上げますと、4月に学校教育課の指導主事全員で、各学校から出されている教育課程を全部チェックしました。生徒指導の計画が、しっかりと載せられているところとそうでないところがあったのです。もしそれが本当に設置されていないようであれば、今回モデルの一つとしてこれを提案し、これを具体的に組み込んでほしいという観点からこれを盛り込んだものでございます。それで、この中身ですが、例えば4月の方をご覧くださいになれば分かると思いますが、生徒指導の確認事項の中に、第三者調査委員会報告書の活用というのを、あえて入れております。これで、どういうところに気をつけないといけないか、或いはこういう事案があったからこそ、より丁寧に組み込んでいこうということを確認できるように具体的に入れ込んであります。併せまして、5月をご覧くださいいただくと、このハンドブックを活用したいじめ指導並びに体罰防止ということを含めて具体的にこのときにはこれをというのを打ち出しております。併せて、アンケートの実施時期につきまして、7月、12月、そして3月と学期末を中心に行う提案をさせていただいております。具体的なものを示すことによって、学校はより心に寄り添った指導ができるものと考えているところでございます。

なお、一つの例として、38ページに「学校楽しいーと」というものを添付資料として載せてございます。これは、鹿児島県総合教育センターが発行しているものでございますが、児童生徒の心の状態あるいは今苦しんでいることがないかというのを把握するために、低学年用、中学年用、高学年用、中学生用と発行されているものでございます。これについては、県総合教育セ

ンターからも、掲載の許可をいただいているところがございます。このようなものがありますということで、一つの例としてご覧ください。

資料9ページに戻ります。児童生徒に寄り添った指導ということですがこちらの方でもその説明が足りていませんでしたので、そこに書いてございます。

特に、児童生徒に寄り添う指導とはどのようなものかということできっかけとなる適切な環境とは何かということで、具体的には1番の8行目位になりますが、安心できる居場所づくり、児童生徒の傾聴と受容、児童生徒の人権への配慮というところの言葉を入れさせていただき、併せて児童生徒の成長を支援することを位置付けております。具体的には、それぞれのケースごとに載せていますのでご覧ください。また、児童生徒を多面的に見つめながら、児童生徒の声を傾聴し、受け入れながらよりよい方向へ向かうように支援していくと我々としては考えているところがございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長

ありがとうございました。

それでは「生徒指導態勢」のところについて、委員の先生からのご意見をお願いいたします。

事務局

すみません。事務局からですが、この後、具体例がいじめと不登校について連続しておりますので、これまで説明させていただきます。

委員長

はい。お願いします。

事務局

では、10ページ以降お聞きください。

(資料10ページ) このページにつきましては、いじめの定義、基本認識について記載しています。ご指摘をいただいた、1行目の「児童生徒に寄り添った生徒指導の対応例」を「児童生徒に寄り添った生徒指導の対応について」に変えております。

次に、いじめの基本認識の中の「いじめは卑怯な行為である。」につきましては、全てのいじめがそうではないとご指摘をいただきましたので、削除いたしました。

また、チェック項目が教師自身に対することと生徒を慮ることと順不同に挙げられていたため、教師自身の対応を先に、生徒を慮る事項を後に記載しております。

11ページです。このページにつきましては、いじめの未然防止について記載しています。そのために、「なくそう差別 築こう明るい社会」に示されているMomの姿勢を示してあります。M：見つめる、o：思いをめぐらす、m：向き合いを踏まえ、学級担任や教科担任、養護教諭、部活動顧問等、子供に関わるそれぞれの立場で「いじめ」未然防止の視点で、気にしなければならぬことをチェックリスト形式で載せています。

12ページです。このページにつきましては、いじめの発生した場合の対応について記載しています。ご指摘をいただいた、エの発生した場合の対応の2～3行目「いじめを根絶する」という強い意志につきましては、そのまま残しております。理由といたしましては、いじめは決して許されないことであり、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが求められます。「いじめはどの児童生徒にもどの学校にも起こりえるものである」という認識に

立って、全ての教職員が、未然防止や早期発見、組織的な対応に徹して取り組むことが必要です。

しかしながら、いじめ事案が発生した場合には、個人差はあるものの、嫌な気持ちになっている児童生徒がいることも事実です。つまり、いじめがあることでそのような児童生徒がいるということです。そのため、「いじめをなくす!」「根絶する!」という強い意志を大人がもって対応しなければ、苦しい思いをしている児童生徒の気持ちに寄り添うことはできなくなると考えています。

確かに、懸念されているように、「いじめを根絶する」という強い意志が、厳しい指導、取り締まりのようになるのであれば、全ての児童生徒の心に寄り添った指導はできません。「いじめの根絶」の捉え方が、いじめの表面的な「現象」だけを取り締まることにならないように、管理職によるチェック態勢及び教育委員会主催の研修会等で繰り返し指導していく必要があると考えています。

13 ページです。このページにつきましては、いじめ対策委員会について記載しています。「いじめ」かどうかの判断につきましては、個で行うのではなく、組織で行うことが重要です。

ご指摘をいただいた、「いじめ対策委員会」は、本事例では、既存の生徒指導委員会が兼ねていて、適切に機能していなかったという問題は指摘が必要ではないでしょうか。また、学内のメンバーだけではなく、第三者を入れるようにしてほしい。これにつきましては、このいじめ対策委員会は、既存の校内生徒指導委員会とは別の組織です。いじめに関する事案につきましては、いじめ対策委員会（仮称）において対応する必要があります。そのため、一つ目の□の波線部分、「既存の校内生徒指導委員会ではなく、いじめ対策委員会（仮称）において、いじめかどうかの認定を行うことが重要です。」の文言を挿入します。また、メンバーにつきましては、事案によっては、警察や市の福祉担当者、児童相談所職員等の関係機関の職員にもメンバーに入っていたりすることも想定しております。

14 ページです。このページにつきましては、いじめ問題に対して、どの学校におきましても同じ手順で対応等ができるように、対応フローをまとめてあります。ここでは、「いじめと認定された場合にかかわらず、困っている子どもの支援が必要な場合もあるのではないのでしょうか。」とのご指摘をいただきましたが、このことにつきましては、いじめと認定された場合の対応例として記載しております。困っている子どもがいる場合につきましても、校内生徒指導委員会等で情報を共有し、個別に対応がなされる必要があると考えております。

次に、いじめた側の子どもの「不安定要素」とはどういう意味でしょうか。「一步踏み出す勇気をもつような指導」とはどういうもののでしょうか。「本件から得た教訓をまとめたらいかがでしょうか」とのご指摘をいただきました。

「不安定要素」として考えられるものに、人とのコミュニケーション能力や共感性が未熟であったり、何らかの強いストレスや欲求不満を抱えていたりすることなどが考えられます。

「一步踏み出す勇気をもつような指導」とは、「いじめ」と思われる場面に遭遇したときに、その行為を止めさせたり、教師や保護者に伝えたりする

などの行動が望ましいことである，ということを，日頃の教育活動の中で，継続的に児童生徒に伝えることが考えられます。

そのためにも，日頃から「いじめ」の定義について職員のみならず，児童生徒や保護者にも広く周知することが必要と考えます。

また，いじめを「止めさせたり」「教師や保護者に伝える」ためには，日頃から，信頼関係の構築が必要不可欠になると考えます。

「本件から得た教訓をまとめたらいかがでしょうか」とのご指摘につきましては，本件の教訓をもとに，二度と子どもの尊い命を失うことがあってはならないという覚悟の基，このパンフレット作成しております。そのため，本件から得た教訓がパンフレットに盛り込まれていると考えております。

また，Aさんが教員の前で自殺をほのめかしていたわけではないので，何のために「自殺をほのめかしている場合は…」が書かれているのかが分かりませんとのご指摘につきましては，このパンフレットはAさんのような事案を，二度と出ることがないように作成されたものです。その当時の事案を基に作成しておりますが，「いじめ問題」においては，対人関係の悩みや精神的な苦痛等から，自らの命を絶つ事案が発生していることも事実です。

このことを考えたときに，自殺をほのめかしている場合の対応について，触れる必要があると考えて記載しております。

14 ページです。最後に，14 ページは，いじめに関するケーススタディです。ケーススタディは，もう少し焦点をあててもいいのでは，事例を扱うなら報告書に記載されていることを使った方がいいのでは，とご指摘をいただきましたので，報告書の事例を基に修正しています。

以上で，いじめ対応の在り方についての説明を終わります。

事務局

それでは16ページをお開きください。不登校への対応についてです。まずアの項目につきまして，不登校の定義を示してあります。イ・ウ・エとこの6 ページの中には3つありますが，不登校が生じないような学校づくりという大きな視点で作成しました。まず，イの不登校の未然防止に向けてというところの（イ）でございます。自己有用感・自己肯定感を育む活動の工夫ということで，今現在本市におきましては，児童生徒の作成した作品等について，担任の方から称賛のコメントを朱書きで書いてもらうという取組をしています。とにかく褒めてあげることが，子どもの自己肯定感につながるということで，今後も継続して取り組んで行く予定です。

あと（ウ）についてですが，児童生徒同士の関係づくりと受容的な雰囲気づくりということでご意見を伺いました。もう少し「あまみっこすこやかプログラム」というものについて，取り上げてもらえないだろうか，ということでしたので，できるだけ短い言葉で説明を書いております。この「あまみっこすこやかプログラム」とはどのようなものかと申し上げますと，簡潔に申し上げますと，「構成的グループエンカウンターを行う教職員のスキルアップを目指す研修会」でございます。学級の中にいる子ども同士の関係をよりよく構築していくための研修会ということで，教職員のスキルアップにつなげようという目的がございます。

そして，同じく16ページの方から，一番下の図になりますが，やはり不登校が生じないような学校づくりの中には，地域・保護者・学校との連携が必要不可欠であるということで，図に示してございます。

17ページをご覧ください。オの不登校児童生徒、保護者への対応ということで、ご指摘がございまして、学校に登校するという結果のみをもちろん目標にするものではございません。指摘の中につきましては、まずは子どもの気持ちを受け止める必要があるのではないだろうか、原因追及はあまり意味をなさないのではないかというご意見がありました。そこで、文言の方を大きく変えてございます。見出しの方を、ここの（ア）の方でございますが、不登校の児童生徒の気持ちに寄り添い、社会的自律に向けて支援することというふうに改めました。前回につきましては、原因をしっかりと把握してというような文言でしたが、ここのところを改めたところでございます。まずはしっかりと子どもの気持ちを受容して受けてとめるあげてことを述べて、その上で不登校になった要因や背景を多角的、多面的に探るということにいたしました。これは、令和元年10月25日付けの「不登校児童生徒の支援の在り方」の通知文の中に大きく原因、背景というのを的確に把握しながら支援につなげていくことがあり、従いまして、そのことを含めながら記載をしたところでございます。文章としましては、まずは、気持ちをしっかりと受容することを前段にもってきて、後段のところに原因や背景と順番を入れ替えて記載したところでございます。もちろん、理由が分からない場合も考えられるということもご意見もありましたので、文章の中にも盛り込みましたし図の中にも「よく分からない」という文を記載したところでございます。

それと、17ページの中の（イ）に関しましてですが、ケース会議の開催ということで、なかなか学校に登校できない子どもにつきましては、保護者も含めて様々な立場から関わっていくということがとても大事なことだと思います。多方面からの支援図ということで、示してございます。

17ページの下の方、児童生徒との関わりをご覧ください。適切な働きかけや関わりをもつ必要があることから、しっかりと子どもとお互いの関係を構築しながら社会とのつながりを形成し、主体的に踏み出せる支援を行うことという視点を記載してございます。

18ページをご覧ください。

（エ）についてですが、先ほどまでは児童生徒に対してで、今回は「保護者へのかかわり」ということなのですが、保護者をやはり支援するというねらいをもって接していくことを記載してございます。あと、ここの中に出てくる家庭訪問の実施というのがございます。（オ）にあたるところでございますが、ここの中のご指摘いただいたところで申し上げますと、本件に即したところを検討してくださいという内容でございました。本文に記載されている内容につきましては、不登校に対する家庭訪問と言うことで、学校の方になかなか家庭から出て行けずに思い悩んでいる子を想定しながら記載しているところでございます。本件に即しての、再発防止策の骨子となっている組織的な対応、或いは児童生徒の心に寄り添う指導の在り方の視点で作成致しました。具体的には、複数による訪問、事前連絡を入れること、計画的訪問を行うこと、相手の立場に立った家庭訪問の仕方を盛り込んで作成してあります。

19ページをご覧ください。

校内別室登校への受入を一番最初にもってきてあります。学校には行けるけれども、なかなか教室には入れないという場合には、しっかりと居場所づくりをしてほしいというような願いを込めて作成してあります。

(ア) の点の上から5番目です。所属学級の児童生徒との関わりをもたせながら、また本人の承諾を得ながら別室登校をしてもらおうと。

(イ) の個に応じた支援で一番ポイントになるのは、定期的・継続的なカウンセリングというのが大きなポイントになると思います。それと、19ページのクのところになりますが、学校にも行けないという場合につきましては奄美市適応指導教室ふれあい教室、関係機関との連携ということでその方に示してございます。

20ページをご覧ください。

ケース会議の開催ということで、奄美市の不登校支援連携態勢の図を示してございます。この中で、要保護児童地域対策連絡協議会いわゆる要対協と呼ばれている会は含まれませんかというご質問でした。それと、非常に似たような会でいうと、青少年育成市民会議がありますので、関係機関と全てをつないでいるということでご理解いただきたいと思います。

それと、(オ) の校内ケース会議についてですが、ここは組織的対応の視点で記載いたしました。特にポイントとなるのは、○の3つ目第2回ケース会議についてでございます。いろんな学校の状況を見てみましたら、第1回のケース会議で終わっている場合が多く、実際どのようになったのか、どのように改善が図られたのかという評価を見ながら継続的に行っていく必要があるということから、第2回ケース会議必要に応じてその後もというような文言も付け加えてございます。

21ページをご覧ください。

子どもの変化に気付いてあげる視点ということで、そちらの方にチェックリストがございます。学校で見られるサイン、家庭で見られるサインということになります。

22ページをご覧ください。

サ「寄り添いの姿勢」ということで、こちらもチェックリストにしてございます。上の方から主なキーワードを述べていきますが、信頼関係・受容・共感的・称赞・じっくりと改善できるように待つ姿勢・学校や学級の一員・登校できていないことを責められていると感じさせない・スモールステップというような文言をキーワードとしております。

シの「ケーススタディ」につきましては、事例に基づいた研修につなげられるような事例を載せてございます。各学校における職員研修等であらういったものを活用してほしいという大きな目的でございます。

以上でございます。

委員長

ありがとうございました。それでは、生徒指導の内容につきましてのご意見をお願いします。

委員

先ほど、〇〇さんと△△さんがいくつか質問がされていると思うのですがそれに対する回答がなく進められているのはなぜでしょうか。後で、まとめて回答されるのでしょうか。

先日、委員の先生方が出された回答によって、いろいろ改善はされていると思います。ただ、この場で皆さんが出された意見を踏まえて、さらによくしたいということだと思うので、出された意見にはきちんと回答いただかないと、私たちも次どう考えていったらいいか分かりませんので、是非とも回

答いただければと思います。

私は、教育のプロではないので、細かいところは先生方がプロですから聞かれたものについて特段意見はないのですが、これがどう使われていくかというのだけは最初から問題意識をもっていて、これが出されて学校の現場でどう活用されるのかがいまいち見えないところで釈然としないところです。

教育委員会のところにハンドブックを使った一年間のスケジュールが書かれていますけど、自分の娘が通っている学校でこれができるのかいまいち想像できないところです。私も、PTAの役員を5～6年やらせていただいていますけど、これを出すだけで本当にできるのかなと、いまだに思っているところがあります。〇〇さんが言われたような検証委員会というかそういうのを作るのか。各学校でPTAや地域の方を含めた会議というかそういうのを必ず年1回か2回やるというようなのを明確にするとかですね。そういうのを学校現場だけでなく、それ以外の目をいうのを入れるべきだと思うのですね。保護者の方だけでなく、地域の方を入れるべきだと思います。

私は介護の事業所をやっていますが、介護の事業所は年2回必ず地域の方々、ご家族を含めて現状の報告会みたいのをやっています。そういうのがないとやはり自分たちだけでは、改善していくのは難しいのですね。だからそういうところを明確にしてあげたほうが、現場はやりやすいのかなと思います。大変ではあるけど、やりやすいのかなと思います。以上です。

委員長

ありがとうございました。

事務局

〇〇委員からありましたように、お答えできるものは答えていきたいと思っています。

まず、〇〇委員がおっしゃったようにどのように活用していくかというのが今後は大切になっていくのではないかと思います。特に、各学校でマニュアル作成が行われますので、地域の方が入っておられる学校評議員会というのがありますので、その中で生徒指導の態勢や在り方を審議していただくというのにも必要になるのかなと思います。地域の方やPTA会長さんそういった方々が評議員には入っておられますので、その方々にしっかりとスタートと同時に見ていただくということを、学校に周知していこうと考えております。

それと、先ほど出たご意見に対してお答えできるものはしていきたいと思っています。

まず一つ目に、「はじめに」のところに奄美市の教育行政の基本方針が入っているということですが、これは6月に示してはいるのですが、なぜこれを入れたかという、奄美市の教育委員会として責任をもつということと奄美の子どもたち一人一人を光に、これがうちの教育行政の基本方針になっていますので、このことを活かし基にしながら、子どもたちの尊い命を失ってはいけないということを強く打ち出しているところです。そこはご理解いただければというふうに思っているところです。

それと人権についてですが、子どもの人権尊重ということを書いただけではと言うことでございますが、そこに書くことで、意識の向上が図られるだろうということと、もう一つは生徒指導態勢の中で「M o m」という言葉があります。これは「なくそう差別 築こう明るい社会」の中に出てく

る言葉で、教育学校現場では浸透しているものでございます。そのページが11ページになります。これが県教育委員会から示されておりまして、人権尊重の視点になります。そのことを、生徒指導態勢で充分活かしていただきたいというふうに考えています。意識化を図るためにもやはり最初の「Mom」の言葉だろうと考えています。

それと「現場の認識」ですけど、第三者調査委員会の報告書をしっかり読んでもらっていないのではということがありました。学校によってはそうであったところもあるかもしれませんが、私も教育の現場にいましたので先ほども話をしたように、職員の皆様には読んでもらって感想まで書いてもらい重大な事案と認識していただいていたと思います。ですからこれを読んでいただいているという方には、しっかり目を通すようにと話をしていきたいと考えているところでございます。

あと、パブリックコメントと議事録の不開示については、これは審議中であって、委員の皆様が自由な発言ができるように不開示ということにしています。だれがどのような発言をしたかということを開示にして、委員の皆様が自由な意見を言うていただくということで不開示にしていますのでご理解いただければと思います。

それから、それぞれが機能しているか検証する第三者の委員会の設置についてですが、このことについては検討していきます。繰り返しになりますが学校には学校評議員会という機関を利用して報告しながら見ていただくというふうに思っております。

あと、検証結果の公表についてですけれども、再発防止の検証についてもですね、再発防止検討委員会にするための検証の結果と捉えています。ですから、報告するためにまとめられているのではなくて再発防止のための審議のものだと理解しております。そのことについて、委員の皆様のご意見がありましたら伺いたいと思っております。

もう一つ、タイトルについてですが、再発防止ハンドブックあるいは生徒指導ハンドブックいろいろ意見がありますけれども、委員の皆様にご意見をいただきたいというふうに思っているところです。

もう一つ、事案についてですけれども、大切なことは調査報告書を読んでいただく、これに尽きるかなと思っております。調査報告書に目を通すということは、先生方にとってこの事案を深く受け止めるには一番いいと私は考えております。

以上でございます。

委員長

ありがとうございました。委員の皆様から他に意見はありませんか。

委員

事案の説明の概要についてですけれども、確かに調査報告書を見ればいいのですが、概要については、もう少し違う書き方があると思うのですよね。なので、先ほどここは省いてくれといったのですが、「祖母は家にいましたが母親は不在でした」ここは、問題ではないのですよ。問題となっているところを中心に書いてほしいということを申し上げたのですけれども。別にこう半分に区切る必要はないし、丸々1ページ2ページとっても問題はないと思います。そこは修正していただきたいと思っております。

主体的な検証の公表については、第三者調査委員会の報告書に載っているとおり、公表することとなっておりますし、再発防止検討委員会はそれをもと

に今まで検討してきたというのがありますので、このハンドブックだけを出されても、これまでどんな検証をしてどんな議論があってこれができたのか全く見えない状況があるということで、必ず公表していただきたいです。議事録も含めてです。議事録の方は、私が（再発防止対策委員会に）入ったときに名前は少し・・・とお願いしましたがけれども、中身が重要なので必要ないという話があったので、名前は削られているので特に誰が発言したか分からないので特に問題ないと思います。以上です。

事務局

はい。ありがとうございます。〇〇さんからいただいたわけですがけれども事案の概要については、言っていたように部分によっては消しても構わないと考えています。ただ事案の中に課題点が載せてございます。例えば「一人に対応し」というところ、そして「生徒については日頃から真面目で担任からも信頼が厚かった」というところは、先生がそのように理解していたけれども、その結果としては・・・というところにつながっていくのではと思っています。他の「祖母は家にいましたが、母親は不在でした」というのは、誰もいないところに担任が行ったというところから見えてくるものがあるのかな、ですから組織的な生徒指導態勢というのが充分ではないという思いで書いたのですが、これは調査報告書に基づいて書いたものなのですが、もし〇〇さんが不愉快な思いをするようなところがあれば、そこは削除していくというように思います。

それと、不開示の件ですがけれども、委員の皆様にはですね。開示すれば誰がどのようなことを言ったということが分かるということになりかねないということで、今のところは不開示ということにしております。また委員の皆様の意見をいただければとお願いできればと思います。

委員

議事録の公開は、もともと私たちが配られた資料には出てこない形になっていますし、公開されることがどうして問題なのかは分かりませんが皆さんの税金でこういうのをやっていますし、なんでだろうと、思っています。他の鹿児島県の再発防止委員会では、会議自体が公開の場でやられていますし、文科省もそうですし、いろんなところのいじめの協議会とか、いろんな協議会も議事録はインターネットで簡単に手に入りますし、いろんな再発防止委員会とか私が地元で関わっていた「子ども計画」とかも、必ずパブリックコメントをとって、それに対する意見とかも考えて最終的に策定しているというところもたくさんあるので、なぜそこだけはできないのか理解できないです。審議過程を明らかにするのは必要なことではないかというふうに思っています。

それからハンドブックの活用なのですが、学校評議員会が考えられるとあると発言もありましたが、私は実際どれだけそれが機能しているのか皆さんの声がどれだけ吸い上げられるのか分かりませんが、それで本当にやっていけるのかなという心配があります。例えば、いろんな評価の仕組みがあると思うのですが、インターネットとかで各学校すぐに分かるように公表されているのでしょうか。自治体によっては、公表されているところもあるようですが、加古川などは、あの件があってからはかなり公表されて、それぞれの学校のいじめの方針だったり評価などが公表されているので奄美の現状はどうなっているか理解した上でないと意見は言えないなという感

じです。

事務局

はい。もしよろしければ委員の皆様からご意見をいただければ、学校の評議員会の在り方とかどのようなことをされているかというのをお知らせしていただければと思います。私の学校では、学校全体のこと、生徒指導のことこういう形でやっておりますということをせっかくの機会ですので、委員の皆様にご意見いただければと思います。

委員長

ありがとうございました。他に意見は。

委員

はい。中身のところなのですが、いわゆる教育公務員には必ず研修が課されているところですが、このことを通して第三者調査委員会の報告書や今回だされているハンドブックを含めて、職員もしっかり学んでいくことは本当に大事なことだと思います。私も調査報告書の中にある、例えば子どもへの接し方とか、子ども理解の在り方、生徒の立場に立った共感的な生徒指導・支援の在り方、非常にここが今回示された生徒指導態勢と重なるところなので、調査報告書と併せてこのハンドブックについて協議していくことが大事だと思います。そういった意味では、このハンドブックの中身に書かれている大切な要素は、絶えず学び続けていかないといけない大切な要素になると思います。どうしても、教育の資質向上といったときに、個人として高められるものと組織として高められるものがあり、組織として高められるものの部分において職員研修があると思います。そこはきちんと計画的に取り組んでいかないといけないなと思います。

先ほど、〇〇さん、△△さんが、ご指摘のように、学校がきちんとそれを果たしていけるかというのは、たくさんのことがありますので、これ以上に加えていって、この委員会、この子どもというより、遺族と、例えば今出た学校評議員会というところに、この中を踏まえた上で、第三者の立場からご意見をいただきたいと思います。また、ご指摘をいただいた学校評議員会も定期的に開かせていただいて、職員の評価、子どもの評価、保護者の評価を含めてそれを見ていただいて、意見をいただき、その意見を職員にフィードバックしてという積み重ねをしていくつもりではありますが、まだまだ不十分ではあると思います。だから、今回のご指摘の中でそういうことが必要であれば、ご意見をいただきそれを入れて検証をしていくということは可能であると思います。

委員長

ありがとうございました。

委員

学校の評議員会の話になっていますけど、私が求めているところとはずれています。学校の評議員会ではなくて、奄美市教育委員会の要は再発防止について検証とかアドバイスができる機関が必要という意見です。学校ではなくて、教育委員会は学校の設置者であり、学校をサポートしていくわけですから、やはりそこがしっかりどう進めているか、専門家とか違う目線でアドバイスできるのであればよりよくできるのではないかと思います。要は、学校の評議員会とは別で、奄美市教育委員会が再発防止策を進めていく上で全体として見ていけるような第三者の組織が必要ではないかという意見です。

。ここに書いてあります通り、これが終わりではなくスタートということが大事だと思っているので、せっかく「奄美の子どもたちを光に」というのであれば、より一層議論できる場面があればいいのではないかと思います。以上です。

委員長 他にご意見ありませんでしょうか。

委員 2点確認したいのですが。〇〇さんがおっしゃることと、もう1点は忘れちゃったので、1つ「このハンドブックを作ったとしたらこの通り学校現場でやれるのか」というのを投げかけたのですが、僕はやれるものと思っていましたけど、校長先生だけでなく他の先生はどうなのですか。

委員 はい。先生方もですね。自信がなかったり、経験が浅かったりするわけですが、こういうふうな具体的なチェックリストとかあるいは研修会をより重視して盛り込んでいただいて、そこへの関わり方、例えば、あまみっこすこやかプログラムなども14ページに載せていただいているのですが、これに出席した職員が校内研修等で学校の先生方の中で学んだことを全体の場で進めると、非常に職員が和やかな雰囲気で行われていると、私は見ています。それで、こういう研修を奄美市内の全職員が受けられるような態勢をとっていくとか、或いはこういうチェックリストを各学校で責任をもって取り組んでいく、評価をしていく、或いは外部の方に見ていただくというのを継続的にやることは可能であると私は思っています。

委員 まず、私個人としてはこのような指導書があると見通しをたてられるのでいいと思います。というのは、やはり、子どもたちとか人間を育てているので、自分がやったことに対して、後から振り返るものの一つになります。たくさん指導書とかありますが、やはり奄美市としてはどういうスタンスでいくのかという目印になるのではないかと思います。

例えば、教育課程に本書8ページなのですが、これを年度末に作って来年度に向けて実施していくわけですが、自分としては保健の部分を書いたときは、来年度完全実施をできるように頑張ります。ですから、ここに最初に第三者調査委員会の読み合わせと記載されていれば、職員研修とかで全学校でやっていくと思います。だからここに文言として残すことはとても大事なことでと思います。

委員長 はい。ありがとうございます。

委員 私も、これ以前配られたときに、目を通したところですけど、学校それぞれに教育課程があって、その中に生徒指導態勢があって、こういう場合はどうしましょうというのが書いてあって、それが全体の職員研修とか一番最初の場で話をして、今活動しているところになります。

今年はコロナウイルスの感染拡大防止のためにいろいろなことがあったのですが、今生徒指導上の問題、不登校のこととかありました。その中でも、学年を中心に連携しながら、自分のところに逐一問題等が挙がってくるようになっていて、管理職と相談しながら進めていく形にはなるので、こういう

ケースバイケースでどういう対応をした方がいいよというのが載っていることは非常にありがたいことだなと思います。ただ、それに全て即したわけではない場合もありますので、生徒指導部会とかで子どもたちのためにどうしたらいいか充分検討する必要があると思います。

委員 第三者調査委員会の報告書を読んでいない先生がいたと聞いてびっくりしましたが、そういうことが起こりえるとしたら、4月に配付されていますから、必ず読まなきゃいけないでしょと思わないですけど、なんでそんなことが起こるのか、だとしたら早くこれをやらなきゃいけないというふうに思っています。

委員長 すみません。それではここでいったん休憩をしたいのですが、15分でもよろしいでしょうか。はい。では3時25分から再開したいと思います。ありがとうございました。

【 休息 】

委員長 それでは再開をさせていただきます。まず、次の議案に移る前にこれまでの議論の中でテーマになっていましたことにつきまして、奄美市教委の方から提案をいただきたいと思いますが、ハンドブックの活用、今後の対応のための組織作り、議事録、ハンドブックの名称につきましてこれまでの議論の主要な部分でしたので、課長の方からお願いします。

事務局 はい。ハンドブックの活用については、このように考えています。
まず、校長研修会で各学校の校長先生方に内容等を周知する、活用の仕方や方法等を話したい。そして、各学校には事例研究会というのがありますので、そちらでぜひ使っていただくよう呼びかけたい。それと市全体では、生徒指導連絡協議会というのもございますので、併せて使用していきたいと、そして学校にしっかりと下ろしていきたいと思っております。
あと、議事録の公開については、もう少し市の条例等もございますのでそちらに基づいてしっかりと検討してまいります。
あと、〇〇委員からありました第三者の機関ですが、これはとても大切なことと考えておりますので検討させてください。
あと、ハンドブックのネーミングについては、目的は「二度と尊い命を失わない」という想いでいますので、ここは委員の皆様にご意見等いただければありがたいというふうに思います。以上です。

委員長 ありがとうございました。引き続き協議事項に移りたいと思います。

委員 ちょっといいですか。確認だけさせてください。先ほど、議事録については、市の条例などを基に検討する、第三者機関の設置については、〇〇さんの意見が大事だ、検討させていただくという話が出たということは一番最初にこれで終わりと言っていたのではないですか、この委員会が。それを撤回するのか、それともこの委員会をこれで終わらせた上で、何か別の機会に検討

するのか、そこら辺りを明らかにしてほしいと思います。

事務局

はい。失礼いたしました。この会を最後と考えております。ですので、議事録の公開については、市の条例に基づいて考えさせてください。それでよろしいですか。あと、第三者機関については、少し考えて既存のものを利用できればというふうに思っているところです。以上です。

委員

私の意見は、既存のものではなく新たな機関をとったのですが。

事務局

その意見も含めて考えていきます。

委員長

それではすみません。次の議題に入りたいと思います。体罰・暴言について、事務局からお願いします。

事務局

はい。それでは資料の23ページになります。体罰・暴言についてです。こちらは、第三者調査委員会の報告書に教員による体罰・暴言があったとそれでヒアの中から子どもたちがそれを証言したこと、こういうことを止めていただきたいという言葉があった、もちろんこの体罰・暴言というのは法的にも良くないということに基づいて作成していることになります。

それでは、23ページの方ですが、体罰・暴言に関する基本的な考え方について記してあります。特に法的根拠、あと具体的な体罰の例、あとどのような場面で起こっているのかというのを示すとともに、あと最後の4番のところでは、奄美市の教職員として絶対に体罰・暴言を行わないということを意識させるための3つの誓いを明示しました。

続いて24ページです。体罰・暴言が与える影響についてということについてです。なぜ、体罰・暴言がよくないのかという視点から体罰・暴言が子どもたちに与える影響について記載してございます。人間関係の構築だけでなく、児童生徒の心や脳に影響を与えること、影響を著しく阻害すること、あと体罰を受けた子どもたちが将来体罰を行う大人になってしまうこと、そういったことから体罰を撲滅していくことが必要であるということを示してございます。あと、前回ご指摘をいただいた脳や心への影響の最初の所に、令和2年2月の厚生労働省の発表の方も記載させていただきました。

続いて、25ページです。3番目の「体罰・暴言の未然防止に向けて」というところです。最初に、体罰は子どもの人権を侵害するもので、絶対に許してはならないということを認識を深めさせるために、そのような図が記載してございます。子どもも一人の存在として、尊重していくことを全職員で共通するためです。その後、研修の場面というのを実際に想定いたしました。未然に防ぐための、アンガーマネジメントについて記載してございます。第3段階までございますが、第1段階から取り組みやすいものになってございます。一つがイメージトレーニング、次がどのようにすれば自分の怒りをコントロールできるかというもの、3つ目が言語能力のスキルアップについてです。最後には、体罰に関するアンケート等を実施して根絶に向けて保護者・地域と共に取り組んでいかなければならないことを示してあります。

先日のメールでのご質問の中で、42ページにございます体罰のアンケートに対する質問がございました。少し、42ページの方をお開けください。こち

らのアンケートについてですが、どのようなときにするのか、児童が特定されてしまうのではないか、どのような頻度で行うのか、またこの利用方法、情報の開示についてご質問がございました。

アンケートにつきましては、年3回の実施を考えております。その他につきましては、先ほどからご覧になっていただいております質問に対する回答の、10ページに記載してございますので、併せてご覧になっていただきたいと思いますが、無記名でこちらのアンケートは行わせていただきます。これはもちろん児童生徒です。そして、各学級で集めたものを封筒にそのまま入れて、生徒指導主任に提出させます。その際に、生徒指導主任は、集まってきたものを教頭もしくは校長管理職の方に集約を行って、各学校における生徒指導委員会で内容を精査します。その後、結果について共通理解を全職員で図ります。情報開示につきましては、各学校の第3者機関である信頼される学校づくり委員会というところに示して、助言を基に改善を図ります。多くの学校は、ここが学校評議委員会と重ねて実施しているところがほとんどだと思います。そして、学校はアンケート及び改善状況について、教育委員会の方に報告を行って、教育委員会はその結果に基づいて適切な指導を行っていきます。回答につきましては以上です。

それでは、資料にお戻りください。26ページです。ケーススタディということで4つの具体的な事例を挙げております。最初の事例1、事例2については、実際に体罰を行ってしまった事例を載せてございます。授業の最初の場面、あと部活動の場面です。事例3については、暴言。事例4については実際に教師は体罰を行ってはいないのですが、間接的に体罰を行っている事例になります。

27ページの方です。5番目にチェックリストを載せてございます。チェックリストは年3回行っていくことを想定しています。各学期の末を考えていますが、まず最初に、教職員にはこちらの方を年度当初に確認してもらってやはりこういうことは体罰・暴言であり、自分の意識を高めてもらって抑止力にしてもらうよう確認を各学校に説明をしていきたいと考えております。学期毎にこちらの12項目の振り返りを行って、絶対に体罰・暴言をしていかないという意識を高めていただく予定です。

あと、各ページには黒いところの白抜きで、それぞれの項目のまとめ、そしてそれぞれの教職員に投げかけて、どうですかという言葉かけを行っております。体罰・暴言については以上です。

委員長 それでは、体罰・暴言についてのご意見を委員の先生方からお願いいたします。

委員 体罰・暴言ですけれども、一応これを基に周知して研修をされるということでしょうか。

事務局 はい。

委員 以前、〇〇さんの方から一度学校の体罰に関する研修を保護者も含めて行ったという話がありましたけれども、やはり先生方が意識されて研修するというだけでは、保護者の中にも体罰を容認するという方もいらっしゃいます

ので、同じように先生だけでなく、保護者も含めて同じような学びを入れたら共通理解できていいのかなと思います。〇〇さんの学校でされたような研修を他の学校でも、市教委主催でもいいのでぜひやっていただきたいというふうに思います。

あと23ページの4番目ですが、「体罰・暴言に対する誓い」というのがありますが、1「体罰暴言を認めません」、2「体罰暴言に頼りません」3「体罰・暴言はさせません」とありますが、この2番目ですが、表現が「頼りません」ではなくて、頼る・頼らないというのは選択肢を与えているようで「体罰・暴言はしません」とはっきり言い切った方が良いのではないかと思います。

あとアンケートをして、結果を公表するということなのですが、学校が地域に示すものということなのですが、これは保護者の方についても公表するという認識でよろしいでしょうか。

事務局

事案につきましては、公表しながら対応していくということになると思います。該当のご家庭にはご報告を行うこととなります。併せて、最初にお話しいただいた研修会の方ですけれども、学校と調整をしながら前向きに、やはり各家庭の啓発も図っていかねばならないというのは私自身も考えていたところなので、そのようなご意見をいただければ、やらせていただく機会があればやらせていただきたいというふうに思います。

あと、「頼りません」という言葉についてですが、ここで皆さんで「しません」の方がいいのならそれでもいいと思います。どうしても頼ってしまって指導をとるところを教員の視点で考えてしまいました。「しません」の方がよろしければ「しません」の方でと思うのですが、いかがでしょうか。

委員

「しません」がいいです。

事務局

すみません。「しません」にいたします。ありがとうございました。

委員

今、〇〇さんから話がありましたけれども、その前に私が先ほど、自分の娘が通っている学校でこれができるのかなと先ほど言ったのですが、決して能力が低いとかできないということではなくて、今の先生方大変忙しくされていて、業務改善とかいろいろされている中で、またこういう新たな業務が増えてしまうという意味で、できるのかなと疑問というか不安をもったのでただ先生方が「できるだろう」とおっしゃってくださったので当然うちの学校でもできるものと信じています。そこら辺は誤解がないように。

今、〇〇さんから出た勉強会研修会は、実は昨年うちの学校で体罰がありました。これについては、新聞にも出て保護者や皆さんも知るところになったので、これは保護者と学校の先生方と一緒に勉強する機会だろうということで、PTA主催で△△先生と□□先生に来ていただいて、いじめと体罰について研修をしていただきました。大変よい研修だったなと本当に思っています。保護者と一緒に勉強をするというところで、先生方の変さもそうだし、体罰というのはいけないだよというのを共通認識としてもてたので、そういう研修を定期的にもつことが必要だと感じました。

さきほど、第三者評価機関に助言を求めるということだったのですが、評

議員会がその役割を担っているという話でした。わたしは去年一昨年と〇〇小と〇〇中の学校評議員を2年間やらせていただきましたけど、決して批判するわけではなくて、来られている地域の自治会長さんとかPTA会長の私とかが入るわけですけど、皆さんこうどっちかという和やかな雰囲気でもちろんいじめの件数とかの報告はありますし、決していいところだけを説明しているわけではないのですね。ただ、体罰についての報告は、少なくとも去年一昨年の評議員会ではありませんでした。多分、学校側は把握はされているのでしょうけど、報告はなかったの、少しこれは残念だなと今も思っているのですが、これは学校評議委員会で報告するのだよと決めてあげるのも一つになるのかなと思いました。

さきほどのできるできないというところで、やはりある程度の仕組みとして、決めてあげるのが逆に先生方にとってもやりやすいのかなあと。先生方の資質だったり思いだけに頼ってしまうとやはりできない学校もでてきてしまうだろうし、今回こういうのが出て、最初はみんな頑張っ取り組むのだと思うのですが、これが3年、5年、10年続いたときに同じようにやっていけるかというのが、私は仕組みとしてきちんと作っておくべきかなと思います。先ほどの体罰のアンケートをしたら、学校評議員会でもいいですし、評価機関に助言を求める仕組みみたいなものをつくる。このことが、逆に先生方の負担を和らげることになるのかなと思っています。以上です。

委員長

体罰・暴言について他にありませんか。
なければ「教育相談」についてお願いいたします。

事務局

では、説明させていただきます。よろしくお願いたします。資料は28ページからになります。まず、教育相談についてですが、その前に第三者委員会の報告書の方に64ページでございます、「教育は人が相手である」という文言が入っております。「同じ言葉や行動であっても、受ける人によっては個人差が非常に大きいことを忘れてはならない」、省略します、「コミュニケーションスキルが伴わなければ、教員の思いや気持ちがその子どもにとって逆に有害に作用する可能性もある」そのご指摘のもと、そのようなことを未然に防止するための視点で「教育相談」というところにまとめさせていただきました。

まず、1番目「教育相談の基本的な考え方について」ですが、「教育相談とは」ということで、文科省から出ています「生徒指導提要」の中から一部を抜粋しております。

その中、四角囲みの中になります3つのポイントを出しております。

「いつでも・どこでも・だれでも」行うものである。「全ての児童生徒を対象に」するものである。そして、「受容と共感」悩みを自分のこととして感じることができると、とことん聴くことが大切です、やはりこのような大きなポイントというのを研修会等で先生方にもきちんと理解していただきたいということでまとめてあります。

次のページ29ページになります。2番「教育相談の進め方」といたしまして、これは3つの項目に分けてあります。

まず、1つめが「問題解決的教育相談」、2つめが「予防的教育相談」3つ目が「多くの援助資源による多面的な児童生徒理解」でございます。それ

ぞれの内容につきましては、これから説明させていただきます。

まず、1つめが「問題解決的教育相談」になります。資料の29ページになります。これは一つの課題解決に向けての学校としての大まかな流れを示したものでございます。それに伴って資料30ページをご覧ください。そこには「効果的なカウンセリング技法」として載せてございます。

(2)の予防的教育相談につきましては、日頃からの児童生徒と教員、教員と保護者と地域の方との連携が大切という視点で書いてございます。続いて31ページになります。学校による教育相談となったときに、学校におきましては、担任、教育相談の係、養護教諭、生徒指導主任もちろん校長先生も含めて、多くの先生方の力があります。そのような多くの人による多面的な児童生徒理解、それだけ人数がいれば、それだけの接し方、考え方もあるということ、柔軟に対応していけるということから述べております

(3)開発的教育相談になります。学校教育全体を通しての教育相談ということで、何も対象の児童生徒を部屋に呼んで話を聞くだけでなく、例えばイに書いています「帰属意識の維持」「自分はこの学級に存在しているのだ」という帰属意識を高める、そのためには、先ほど出ましたけれども、学習環境の整備ということで設営を通した学級の雰囲気づくり、そういったものからも開発的教育相談につながっていくものと思っています。

32ページをお開きください。3番「教育相談態勢の充実」と書いてありますけれども、それではそのような教育相談、学校内における教育相談を充実させるためにどのようなことに気を付ければいいのかということで留意点を述べてあります。また、33ページには例えば幼稚園から小学校、小学校から中学校、中学校から高校という学年間もしくは校種間の縦のつながりの連携を述べています。そして、学校と保護者との連携、また関係機関との連携を述べてございます。

最後34ページをご覧ください。最後につきましては、ケーススタディ、このような際にどのような対応をとりますかということと、チェックリストといたしまして、例えば教育相談を行っているときにこのような状況にないですかということで自らを振り返るリストを掲載させていただきました。ご意見があれば伺いたいと思います。以上です。

委員長

ありがとうございました。それでは教育相談につきまして、ご質問等があればお願いします。

教育相談ございませんか。よろしいですか。それでは、次の「教育委員会の対応の在り方」について事務局からよろしく願いいたします。

事務局

教育委員会の対応の在り方について説明いたします。資料は35ページになります。まず1についてです。

各学校の取組を徹底させるため、今回この事案から課題となっている

(1) 組織的な生徒指導態勢が十分機能していなかったこと

(2) 心に寄り添う指導が十分ではなかったこと

(3) 市教委として学校の生徒指導態勢に対する日常の見届けが不十分であったこと

を踏まえまして、市教委は、学校と一体となって、問題の解決に向けた的確で迅速な指導・支援を行います。

まず、生徒指導態勢づくりについてです。生徒指導事案等が発生したとき、単独での指導を防ぎ、必ず複数で対応すること。必ず、管理職・保護者へ報告すること、事実確認の仕方や指導方針等について、協議、決定するなど組織で対応することを周知徹底させること。また、記録保存に関して、「誰が記録を残すのか」「どのようにして記録を残すのか」「どのような記録を残すのか」など、校内研修において、全職員で共通理解するための研修を行わせます。市教委は、【管理職研修】【学校訪問】【学校からの報告】で見届けます。

次に、児童生徒の心に寄り添う指導の在り方についてです。体罰に頼らない生徒指導を行うために、市教委主催の研修会を行い、児童生徒の成長を支援させます。また、悩んでいる子どもに対して、時間をかけて丁寧に話を聞き、問題の所在を的確に把握するとともに、問題にどのように関わるべきか計画し、対応にあたらせるために、「児童生徒に寄り添った指導について」を活用させます。このハンドブックの9ページから22ページでございます。また、各学期に児童生徒アンケートや教職員のアンケートを実施し、結果を全職員で共通理解させます。市教委は、【研修会】【校内研修】【ハンドブック】【アンケート】【学校からの報告】で見届けます。最後に、教育相談の在り方についてです。児童生徒が、自分の存在価値を確認できたり、自己肯定感を高めたりできるように、カウンセリングマインドについて理解を深めさせます。また、構成的グループエンカウンター等について、研修会を行い、生徒支援の視点について理解を深めさせます。事例研修を含めたケーススタディを実施させ、教職員の対応について理解を深めさせます。市教委は、【ハンドブック】【校内研修】【研修会】で見届けます。

36ページの2についてです。再発防止に向けた取組については、アンケート等を通じて把握した実態や課題を踏まえ、学校全体で計画的に実施させます。

一連の取組後には、再びアンケート等を実施するなどして、取組の評価、改善策の検討、計画の修正等を行い、次の取組の実践につなげます。

この表の中に、左側の4月なのですが、第三者調査委員会報告書の読み合わせ並びに共通理解、右側でございますハンドブック活用これを必ずすることを指導いたします。また、左側にありますけれども、生徒指導態勢アンケートにつきましては、市教委の見届け項目、このページの右下でございますが、

- 組織対応するための態勢が整備され、機能しているか。
- 児童生徒に寄り添った指導がなされているか。
- 教育相談が充実しているか。

の項目で、見届け、43ページの生徒指導自己点検調査票で点検してまいります。

最後に、文部科学省の「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針」にあるたとえ不都合なことがあっても事実に向き合うことができていないことについてですが、この、生徒指導ハンドブックは、重大事案にならないように、再発を防止するためのハンドブックです。

ただし、市教委として、万が一、重大事案が起きたときには、『子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針』を基に教育委員会として対応します。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。それでは、教育委員会の対応の在り方につきまして委員の先生方のご意見をお願いします。

委員 本事案の事後対応で、いろいろな学ぶべきところがすごくあると思うのですが、そこは対応の在り方についてのところに加えた方がいいのではないかと思います。起きたときには対応をしますとなっていますが、起きたときのことを考えることが、リスクマネジメントではないかと思うのですが、そこに活かすための今回の事案の事後対応、不都合なことがあっても事実と向き合えなかったのはなぜなのか、検証とそれに対する対策は、不可欠なのではと思います。それが欠けると全く意味をなさないハンドブックになると私は思いますので、そこは必ず入れてほしいです。

 あと、体罰に頼らない指導について、先ほどアンケートの話があり、保護者にも事案によっては公表するという話だったのですが、確か昨日か一昨日のニュースで、宝塚市の教育委員会はアンケートを実施して、確か200件か300件ほど体罰がありましたと件数を公表していました。別に中身がどうだということを出していませんが、それも参考にされて、教育委員会としてアンケートを実施した結果、何件ありましたもしくはゼロでしたというのを公表してもよろしいのではないかと思います。

委員長 ありがとうございます。他に。

委員 〇〇さんのご意見や先ほどから何度も出ているのですが、やはり再発防止には、起きたときの対応まで入ると考えています。起きないことが大事なのですけれども、いざ起きてしまったときに、どうしたらいいかというときに、学校の先生方はほとんどの方が経験がないことだと思います。そんなときに、どんなふうに対応したらよいのだろうか、全くほとんどの方が経験のない事例に対して、現場でそのときは考えましようとか教育委員会はそのときに対応しますと言われても、なかなか先生たちのご負担も大きいし、せっかく学べる素材がある以上は、それを活かす他ないと思いますので、起こったときの対応の在り方、それに対する教育委員会がどうあるべきか、どう対応してくれるのかということを含めて考えていく必要があるのかなと思います。そこには、もちろん前提として、今回の対応でどこがまずかったのか検証を入れるべきだと思っています。

 それと、前のところで言い忘れてしまったのですが、この中に例えば開発的教育相談とか学級雰囲気づくりとか自由にのびのびとか、適切な環境だとか、あと自己指導能力とかいう言葉がでてきたと思うのですが、報告書の中では、校則とか学校のルールの見直しも考えてくださいということも書いています。今言ったような環境とか、自己指導能力というのを阻害するような校則や学校のルールの見直しも、もしかしたらあると思っています。そういう観点から体罰とか暴言だけでなく、学校のルールや校則はどうなっているのかというのを定期的に見直して、保護者や子どもの視点を入れるというのをどこかに入れていただければと思っています。

 教育相談で、報告書の64ページを読みあげてくださったのですが、そこはとても大事なところを注目して読んでいただいたと思っています。せっかく報告書で大事なことを言っているのに、どこかで触れるとか特にこの事案で

特徴的なのは、亡くなったAさんは、指導されるような悪いことをしたわけでもなく、先生自身も何というかその子自身のためと思って、主観的にはやっている。けれども、そういうことが起こってしまった。先生がいくら善意でも、見誤ってしまったときには、こういうことが起きてしまうのだよということをどこかで触れていただかないといけないのかなと思っています。善意と思ってやってしまったことが、生徒を追い詰めることもありますというのが教育相談か生徒指導態勢か分かりませんが、どこかに入れていただけたらと思います。以上です。

委員長

ありがとうございました。他に委員の先生方からありませんか。

課長

重大事案の件ですけれども、起こった場合は、「背景調査指針」というのが文科省から出ています。それに基づいてしっかり対応していくということになります。もちろんこのことは、教育委員会もそうですけれども、学校の方もしっかりと認識していただいて対応していくと、要はこういう重大事案を出さないという強い覚悟の基、やるのはこの再発防止策だと思っています。しかし、子どもの気持ちには、寄り添うということがあります。いろんな子どもたちがございますので、難しいことは確かですが、私たちはそんな気持ちをもって、取り組んでいきたい、というふうに思っております。ですから再発防止対策のこのハンドブックについては、重大事案については、ここは記載を避けているところです。文科省の指針を基にしてしっかりとその事案に対応したものをやっていきたいというふうに思っております。

それと、体罰についてですけれども、体罰はですね、あってはならないもの、絶対にあってはならないもの、これが一番でございます。そういうことを考えて、学校にはアンケートを通して、子どもたちが出したものを基にして学校としてしっかりと精査をしなければならないと思っております。もし事実等があれば、市教委にあげてもらおうと思っております。それと学校には校則やルール等があるかと思っております。これは学校の方で十分にですね、日常からされているものと思っておりますので、学校で取り組んでいただければと思います。子どもたちにある程度ルールを作れば、そのルールを守ってもらうという、そういうような資質を身に付けるということは、学校にお任せしていいのではないかと思います。

それと、良かれと思ってやったことが、結果的に残念になることはあります。ですから、これは複数で対応することが望ましいといろんな方と相談をしながらですね、心に寄り添う指導をとるのはここの中に入ってくると思っておりますので、ご理解いただければと思います。

委員

すみません。今の話で、文科省の背景調査によって対応していくという話がありましたけれども、ということは、事後対応に関する検証についてはもうしないということで受け取ってよろしいでしょうか。

事務局

事後対応についてはですね、再発防止対策委員会のなかで出しているわけですが、しかし、私たちはですね、事案が起こったときそれに対応するような形できちんと勉強しておかないといけない、これは市教委の考え方であって、起こったときにバタバタするような態勢ではいけないと思っております。

委員

いや、だからバタバタしないために検証して対策を練るのですよ。そこをしないと結局またバタバタして同じように苦しむ子もでてくるから僕はいつているのです。なぜ、検証が大切かというのは、そういうことなのですよ。うちの事案があつて、あつて子どもが亡くなった、それで、結局事実に向き合わない、基本調査、報告も子どもが悪いような書き方、そういうのがあつたのに、そのことに関して検証もせず対策も全くない、そういうのはないでしょ。そこが大事なのに。そういうことを聞くと、未だに不都合なことがあると事実に向き合っていないと私は思うのですよ。せっかくここでいろんな議論をしても何の意味もないじゃないですか。なんのためのハンドブックですか。私が言いたいのはそこなのですよ。いくら言葉で書いても、その行動が見られない限りは、とてもじゃないけど僕は納得できません。以上です。

事務局

はい。〇〇さんからご指摘がありましたけれども、この第三者調査委員会の報告書にありましたので、それを基にしてしっかりと市教委としてやっていくということでございます。何も、それを無視してのという考えではございませんので、ただ、重大事案の中にもですね、再発防止策をですね、やはり作っていききたいというふうに思っています。

そして、万が一そういう事案が起こったときはですね、調査指針に則ってしっかりと対応していかないといけないというふうに思っています。そのことは、この事案から学ばせていただいたと思っております。だから〇〇さんが言っていられるように、私たちは何もしていないということではございません。しっかりとやはり市教委としての考え方があります。そして、学校に周知していききたいというふうに、思っているところでございます。心を非常に害されるような発言があつて、お詫び申し上げますけれど、ご理解いただければというふうに思います。以上です。

委員

あの背景調査指針は、もう昔から何年も前からあつて当時もあつたのですよね。それに則って対応するとおっしゃいますけど、則って対応していないから、こうなったのにまた起こったら対応しますでは、〇〇さんは納得されないのではないかと思います。学校向けにこれを配付、基本的には配付されて活用されるのでしょうか。再発防止の取組の中でも、調査委員会の報告書の読み合わせ共通理解というのはもちろん最初にありますけれども、年間の計画を見ると最初にはありましたけれども、あとは、このハンドブックを活用していきましようという流れになると思います。それで、このハンドブックに何が書かれているかといったら、事後対応のことは全然ないとすれば、読んだ人が事後対応のことは頭から抜けてしまうというか優先順位から考えてしまって、しっかりと考える機会かないのかなと思いますし、学校現場でそれをいくら徹底しても教育委員会自身は何もしなければ、上が何もしなければ起こったときに同じように何もしなければ繰り返されるのではないかと思います。なので、やはり現場もそうですが市教委自身が振り返る作業を真摯に取り組んでいただきたいというふうに思います。

事務局

はい。今意見がございましたが、真摯に市教委として対応していききたいというふうに思います。

委員長

はい。他ありませんでしょうか。

では、添付資料につきましては、各項目の説明の中で言及をしていただきましたので、添付資料につきにつきましては、省かせていただきます。

協議資料の(2)今後のスケジュールについて事務局の方から説明お願いいたします。

事務局

その前に、事案のところですけど〇〇さんが不愉快になるような文言があります。削除いたします、というようなことで話をいたしましたので、そこを委員の皆様、少しもんでいただければなと思っております。

それと、再発防止のタイトルもですね、少し委員の皆様のご意見を「生徒指導」と「再発防止」ということで、ご意見をいただければありがたいと思います。

委員長

皆さん、重大事案が起こってしまったときの対応の在り方とハンドブックの名称について、委員の皆様のご意見をこの場でいただきたいと思います。

まず、重大事案が起こってしまったときの対応の在り方はどのような形で対応を確立し、それを周知、浸透させていくかということについてのご意見をお願いします。

委員

これは、多分ネーミングのところの顕著に対立の構図があると思うのですが、生徒指導というような名前に変えて対応したいというのは市教委の立場です。

要するに、具体的な今回の事件に焦点を合わせるのではなくて、それから学んで広く広く学校現場で全部使えるようなハンドブックを作ろうというのが市教委の考えではないかと思います。その意味で作られたこのハンドブックは非常によくできていると思います。僕も。学校の指導主事の先生方が頑張った内容はものすごい。通常の仕事しながらこういうことをやって本当にえらいと思います。学校の先生方、〇〇先生から〇〇先生、〇〇先生から〇〇先生まで絶賛しているのだから。これは、教育現場で使うべき非常にいいものだ、そういう意味ではいいと思うのですが、かたや〇〇さんや〇〇先生なんかは調査委員会やらAくんの事件、これを再発させないでくださいという気持ちでここに来られていますから、その具体的なところに注目してくださいと、お願いですと、ここを何とか検討してくださいというお考えできています。だから、具体的な視点と抽象的な視点が、全然噛み合わない状況になっていると思います。だから、名前も〇〇先生しかおっしゃらなかったですけど、「再発防止ハンドブック」がいいと。もっと具体的に事件に着目してくれということで議論が非常に噛み合わない状況だと思います。これが多分受容的な検討を載せるかというのに非常に影響して、対立が非常に先鋭化している状況。へたすれば、パブリックコメントをとるかどうかというのにも非常に影響しているかもしれない。だとしたら、どっちなのよ、というのをここでけりをつけておかないといけないことだと思いますし、A君の事案にそんなに、Aくんの事件をもう二度と起こさないというところではなくて、もっと全体的なことにするのか、それともA君の事件が中心となる内容にするのか決めましょうよ。基本的なスタンスをもう一度みんなで検討してどちらにするのかを決めるのが、先かなという気はしております。

そういう意味で、終わらせていいのかなというのが正直な気持ちです。

委員長

学校の先生方、何かありますか。

委員

そもそも再発防止委員会が残すべきところ、そもそものところなのですよ。だから奄美市としてこのことに焦点化したというところは変わらないと思うのです。この事案があったことで、いろいろしてはいけない、ただ中身としての焦点化の仕方をどんなふうにしていくか。そこなのかな、と思います。

だから教育委員会の対応といったときに、どうしてもそこはなかなかものが言えなかったりというところはあるのですが、学校として職員がこのことについてきちんと理解をして、何があったのか、学校として何がまずかったのかというのは、そこに向き合わないといけないというのは当然だと思います。

事務局

〇〇委員からおっしゃる通り、「再発防止ハンドブック」「生徒指導ハンドブック」というネーミングはですね、最初は、「再発防止ハンドブック」というような考え方でいたのですが、委員の方のご意見をいただいて、「生徒指導」と全体的にした方がというようなことがありました。ですから、要は、子どもたちに尊い命を失わないということが原点でございますので、そこを基にして、本事案から学ぶべきことをハンドブックに記していく、ですから、ネーミングは顔になるかなというふうに思っております。この事案を忘れないというのは、自分たちの責務だと思っておりますのでそのことを踏まえてネーミングについて、ご意見をいただければと思います。

委員長

ハンドブックの名称につきましては、「再発防止ハンドブック」「生徒指導ハンドブック」という候補の名称がありますが、他に候補になるような名称があれば。

委員

名称は、生徒指導でも再発防止でもいいが、〇〇さんの思いがある名称の方がいい気がします。それで、子供の尊い命を守るためにというはちょっとというのがありました、「子どもの尊い命を尊重するために」とか、もっと「未来に向かって」というような雰囲気のことだったらいいなと思いますね。

僕だったら、ちょっと長いですけど「子どもたちの尊い命を大切にするために」とか。中身が勝負だとは思いますが。僕の個人的な見解です。このプランを立てて、事故が起こったのは、PDCAサイクルのDをしていない。プランを挙げただけでDOをしていない。個人だけでやっていた。そこが一番の問題です。サイクルを回し続けることが大切。その中で工夫ができることを入れ込んでいく。この中身さえやれば、二度と起きないと思います。そこが一番の問題。これは最小限のことは挙げられて、あとはやるかやらないかということだと思います。

教育委員会の対応については、〇〇さんの大変悲しい思いがクリアされていないような感じですので、多分学校がもっと現状を話せば分かりやすかったのしょうけど、教育委員会が入って、教育委員会主導のもとで、又聞き

の状態で行っているから。〇〇さんが後から事後報告みたいに知った情報がいっぱいあって、気持ちが収まらないと思うんですよ。ですから、そのところは、これは二度と起きないと確信はしていますがもっと教育委員会も学校も一緒に遺族・当事者の場所で話し合いをする仕組みを作ったら誤解が生まれにくいのではないかと思います。そのところは、入れるかどうかは僕には分かりませんが、これをやりさえして回し続けさえすれば二度と起きないと確信しています。それほどに、最小限のことでしょうけど、（ハンドブックは）できあがっていると思います。それほど良くできている。

委員長 名称につきましては、その思いを含めた名称がいいと。

委員 どちらがいいのでしょうかね。

委員長 この目次といいますか、この内容を生徒指導、再発防止の在り方というのが、最終的に目指しているものを表現するような文章であればいいわけですか。

委員 どっちも使えると思うのですよ。再発防止といっても充分活用できるし生徒指導といっても充分活用できる。

委員長 最終的に、再発防止にしても生徒指導にしても、目指しているものは何かというところを確認していけばいいわけですか。副題にあるように、尊い命を守るとか大切ですか、そういった道徳の学習指導要領にあるように生命の尊さという、そういうところを目指すような。

委員 まず、題については、生徒指導ハンドブックでいいと思います。その下の副題は、「子どもたちの尊い命を失わないために」と、かっこのところに書かれているのでそれをそのまま使ったらどうかと思いました。それと先ほど以来、いろいろ意見が出ているのですが、まず〇〇さんと〇〇先生の出された意見を何故ハンドブックに入れられないのかというのが疑問で、今から入れたらいいじゃないと思っています。どこかに入れられないかを検討したらいいのではないかと思います。今回最後と思っていられるかもしれないですけど、このままでは終わることができないと個人的には思っています。やはり、委員の皆様がある程度納得をしたものでないと、やはり胸張って作りましたとは言えないかと。やはりそのためには、〇〇さんと〇〇先生が言った意見を入れる努力をしていただきたいと僕は思います。だから、もう1回やって、どこかに、だから入れられないのなら、入れられない理由を二人に納得していただけないといけないでしょうし、申し訳ないけど、ちょっと今の事務局の発言だけでは納得はされていないだろうし、僕らも釈然としないところがあるので。少なくとも、もう1回くらいやらないと個人的には思っています。以上です。

委員 あの、正直、題はどっちでもいいという気持ちになっています。顔なので

題名は大事だとは思いますが、中身を伴わないのだったら、私たちが意見したこととは違う方になってしまうので、やはり「再発防止ハンドブック」になったとしても、今の中身のまま、冠だけ「再発防止ハンドブック」にされても、多分〇〇さんも私自身も納得できないと思います。

私はちょっと直接お会いしていないし、参加していないときですけど、教育長自身が第3回の委員会の冒頭で、「遺族側も第三者委員会側もこれで良しと、対策委員会の皆さんもこれで良しと、そして学校側も使いやすいものを作成して参りたいと思います」このように答弁されていますけど、今の状況はそうなっているとは、とても思えません。（このハンドブックが）客観的な広く使えるものとして、一生懸命作られているということは十分に理解しています。ただ、それと具体的なことを示して、〇〇さんが言っていることは矛盾はしないので、是非私たちの意見を、何か、いくら言っても届かないような思いが正直していて、意見を聞くだけで取り入れられていないと思う部分が正直ありますので、一般化する部分と具体的な部分とを混ぜてもできると思うので、もう少し、私たちの意見を取り入れていただきたいと思っています。

今のままでいくのなら、正直私なんか出さないでくださいと言いたいくらいで、題名なんてどっちでもいいですと正直言いたいくらいです。ぜひせめてもう1回くらいは会議をもっていただいて進めていただきたい。今のまま出すのなら、これとは別に主体的な検証結果というのを公表していただきたいと思います。

委員長

委員の先生方から特にありませんか。

事務局

はい。委員の皆様には審議をさせていただいているところですが、できれば、この生徒指導ハンドブックを早めに学校におろしたいという気持ちがあります。

ですからこれを基にして具体的に動いて、動く中でいろいろと学校からの意見をいただいきながら改訂できたらなと考えております。この作業等については、計画ではそうですけれども、これは委員長と委員の皆様にあずけております。

できましたらこれを学校に下ろして先生たちと一緒に生徒指導について研修「あまみの子どもたちのために」と思っているところです。そして〇〇さんや〇〇委員からいただいていることはですね、やはり市教委として謙虚に受け止めているところがございます。その中で、私たちがそれを学校に返すのはどうすればいいかということで一生懸命考えながらきたのですが、本当に私の考えはですね、皆様と同じで「子どもの尊い命を失わないのだ」という気持ちです。

できれば（学校に）下ろしてやっていきたいという気持ちでございます。しかし、これは委員の皆様にお任せすると話をしてありますので、そのところは委員長にお任せしたいと思っています。以上です。

委員

私だけ高ぶってしまい、発言しましたが、先ほど〇〇先生が話したとおりに確かに方向性がぶつかっているというのもありますし、それに併せて〇〇さんがおっしゃったように、入れればいいのかと私も確かに入れれば

いいだけの話とと思っていますので、今の状況では胸張っていいですよとは言えないです。先ほど（私が）言った意見を取り入れてほしいですし、入れられないのなら、入れられない理由を聞かせていただきたい。

特に事後対応に対する検証について、なぜ入れられないのかというのは非常に納得いく話も聞いていませんので、この状況では納得しているとは言えません。

題名は特に私もどちらでもいいですけど。その意見を取り入れてほしいです。先ほど言った議事録の公開と第三者設置機関についての回答がほしいです。これでは不十分かと思います。

委員 やはり最初に立ち上がったときの趣旨の通り、皆さんが納得することが大事なのかなと思います。懸案事項がクリアされたらいいのでしょうかけどこの状況の中では、さらに話し合うことが必要なのかなと思います。

委員 決をとったら。

委員長 中身に関しましては、これまで教育委員会の先生方が努力を結集して再発防止のために作られた内容であります。従っていろんな意見はあるわけですが、再発防止を今後行うにあたっては、できるだけ実行に移すことが重要ではないかと考えております。実際に動き始めて見えてくるものがたくさんあると思います。

確かに一生懸命作ってもいろんな意見は出てくるものと考えておりますが、実際にこれからいかに活用していくのかということが大事なので、委員長としては、このハンドブックを実際に活用する段階に入って、実行・実践の段階に入ってもいいのではと考えていますので、できるだけ早い段階で管理職の先生や学校の先生に周知を徹底して、そして実行していただくということが最も重要ではないかと考えています。

つきましては、奄美市教育委員会の叡智を結集して作った内容であり、内容そのものについては委員の先生方も異論はないということですので、これを是非実行に移していただくべく、教育委員会の先生方には次のステージに進んでいただきたいという風に思う次第であります。

従ってこの場で議論するのはこれで最終回にして、次のステージにして教育委員会の先生方には進んでいただきたいと考えております。

委員 ごめんなさい。どうなのですか。みんなに聞かないのですか。これで終わりというのを。本当にこれで本当に終わっていいのですか。僕は、奄美市の顧問弁護士ですけど議長が勝手にそれを決めて「はい、終わり」では話にならないですよ。何のための協議会なのか委員会なのか分からないのですよ。

挙手させればいじゃないですか。

委員長 決をとって・・・

委員 委員会で決をとって、まあまだまだ議論が足りませんが、勝手に決められる権限が奄美市にあるのですか。まあ、決とっていいですよというの

ならいいんじゃないですか。

委員長 決をとって決められるように議案なのですかね。多数決で。

事務局 委員の皆様にご委託していますので。教育委員会としてはですね。そのようにお考えいただければと思います。

委員長 単純に多数決をとって決められる議案とそうでない議案があるとは思いますが。職場でもですね、こういう会議をしますが、単純に多数決をとって決められる議案とそうでない議案があるのですが。

委員 だって、この委員会でこのハンドブックが正しいですよ、皆さん使ってくださいと決めるわけですよ。内容が納得するものかどうか、まだ揉む必要があるのかどうかというのは、まさしく多数決で決める議題だと思いますよ。

要するに、こちらサイドは、まだ不十分だと言っているわけじゃないですか。先生は十分と思っているわけですよ。我々がどう思っているかで決めればよいではないですか。

委員長 これは、多数決で審議をしていくかどうかを多数決で決めるのにふさわしい議案ですか。

委員 多数決で決めた方が分かりやすいのではないですか。これをそのまま使うのか、足りないのか、両極端なので、別に問題ないかと思うのですが。

委員 多数決の対象は、私たちの意見を入れるかどうかではなくて、会議をもう1回するかしないかの限定にしていると思うので、今日の意見を受けて市教委がどう受け止めて、どんなものを出してくるのか、分からないまま公表されるという感じではないかと思うのですが、それはやはり不安です。

ですから、あともう1回会議するかどうかの多数決は多数決でいいのではないかと思います。

委員長 ○○先生。何か。

事務局 委員の皆様にご心労をかけております。この会をもう1回するかどうかは委員の皆様にご任せていますが、私どもは意見を聞きまして、もう1回、ご足労をかけるかもしれませんが、納得できるものを作るとそれでも構わないという気持ちはあります。委員長と副委員長には大変ご迷惑をかけているなと思っています。

委員長 そしたら、今の事務局の意見でしたら、まあもう1回開催するための予算措置等は可能という認識でよろしいでしょうか。

事務局 今、確認をさせていただいております。

委員　　もしもう1回やるのだったら、今日ここで出た意見を受けて、改訂すると言う方向でなんだかのアクションがあるのかどうかということと、できたものの活かし方については、まだ具体的ではなかったかなと、さっきの第三者機関だったり方法もそうだし、どういうふうに活用していくかがまだ詰められていないと思うので、もしやるのなら次回その点も入れていただきたいと思います。

委員長　　だからこのハンドブックを修正するのであれば、どこを修正すればいいのかというのをはつきりとさせておく必要がありますね。時間もないですが論点だけ整理して次回もということであれば、次回は、どことどこを修正すればいいのか明確にしましょう。今日の会議で議論になったことを修正すればいいわけですよ。

事務局　　今、委員長がおっしゃたように、論点を明確にしていただければと、これはこの形でご異論はないのかなと、あとはこの形で挿入をして、これというエクスを入れて周知するという形にしていただければ大変ありがたいと思います。

委員長　　論点整理を今からよろしいですか。
一応、今日の議論で大きな論点になったのは、まず3ページの1番の事案についてという箇所ですね。ここの4行目のしかし以降の箇所を削除、要らないのではないかとというのがまず1点ですね。
2番目が、事案から課題になっていることについてというところの「事後対応の検証の在り方」についてという部分が抜けているという指摘ですね。それと、市教委の検証資料のポイントについては、別にこの資料に含める問題ではないので、究極突きつけていくと今の2点であると。私と副委員長の〇〇はそのように理解しているので、この2点を修正していただければ完成という理解でよろしいでしょうか。委員の皆さん。

委員　　再発防止策を続けていくための仕組みづくり、私は第三者機関という名前を出したのですが、それについても入れてもらえないでしょうか。

委員長　　それは、ハンドブックについてでなくて回答についてのところですか。

委員　　ハンドブックの中身というよりは、このハンドブックを活用していった第三者機関を作れないですか。

委員長　　先ほどの議論の中で、〇〇が回答していただいたように、今後の検証の組織作りで既存の組織ではなく、新たに外部の専門家を入れた第三者の機関の設置の必要性ですね。これは検討するという回答でしたが、これは例えばこういう組織にしますとかだれとだれを入れますとかそういったところが次の議題になりますか。

委員　　誰を入れるかという、そこまでは無理ですよ。

委員 最終的には、奄美市が決めないといけないことなので、こちら側としては提案の骨子を作るぐらいの話なので、そんなに細かい話ではないのかなと思います。

委員長 結局、今後、再発防止や検証に向けた組織、機関作りをしていく必要があります、それには既存の組織ではなく、外部からの専門家を含めた新たな組織作りの必要があるということを提案するとそういうところを加筆すればよいですか。

委員 事案についてのところは、単純に削除するとかそういう話ではなくて、対応のところをもう少し書くとかそういう意見もあったですよ。

委員 事案のしかし以下は削除してもいいけど、他にもっと加えるものがあるのではないですかだったのですよ。長くしてもいいから、他にもっと書くことがあるのではという意見だったのですよ。

委員長 入れるなら入れるで、もう少し趣旨が分かるような真意が分かるような、中途半端な書き方でなくてということですよ。

委員 そうですね。

委員 細かいことは、私も全部は覚えてないし議事録とか見ないと分かりませんが、意見の中で取り入れられるようなことがあれば是非取り入れていただきたいですけど。

委員長 事案についての部分が中途半端になっているので、こういう事案を入れるなら入れるで真意も伝わらないからという趣旨ですよ。中途半端に書くなら削ってほしいということですよ。
この事案についてという文章はそもそもどういう趣旨で掲載することになったのかということですね。

事務局 事案の趣旨はですね。事案は短く書いていますが、その事案から見えてくる課題ということで、直前のことから見えてくる課題ということで、もちろん調査委員会の報告書を読まないで全体像は明らかにならないだろうということで、ですから事案についてはそこに載せてそこから課題を3つ挙げました、という流れになりました。

委員長 事案を通して見えてくる課題、それが下の2番につながるということですね、で、そういう趣旨ですか。

事務局 いきなり課題として出してしまうと、非常に難しいだろうと思ひましてまずは事案について載せて、その事案は忘れないと言うことはもちろんですけど、そこから見えてくる課題と言うことを整理してそしてこのパンフレットの方は、整理されているというような形をとってあります。

委員長 今みたいな趣旨でこの事案という内容を掲載しているのですが、〇〇さんはその点については。

委員 はい。課題につながるようにしっかりと書いていただきたいなど。別に課題になることについて、「生徒については」からはいららないですよ。「母親不在」とかですね。いらないので。

委員長 その3つの課題につながるような論理なり内容を展開で書けばいいわけであって、そのためには、こういうところはいらないとそういうことですよ。

委員 私が作りましょうか。この事案のところを。ずっと読み込んでいるので。

委員長 ただ、この事案のところは、単に概要を書けばいいよということではなくて、この事案のケースからこの3つの課題が浮かび上がってきましたよということが伝わるような書き方をしないといけないので、このケースからこの3つが必然的に伝わるような記述である必要があると思います。

委員 今、対応という言葉だけで、全部片付けられていて、何がまずかったのかこれ見てもつながらないと思うのです。

事務局 例えばですね。「母親が不在」というところは、「保護者への速やかな連絡」そういうのがあったということを課題につなげています。ですから、「一人で対応」というのは「組織的な生徒指導態勢」がなかったということ、「心に寄り添う」というのは「生徒の心情」ということで、担任はもう少し寄り添った指導を行うことができるといえることですので、日頃から生徒の心情把握、生徒理解というのが十分行われていなければいけないというのを理解していただきたいということを意図してそこには出しています。あと、市教委としては、具体的に生徒指導態勢の見届けが、不十分だったのではないかとということが課題になっています。その理由で載せています。

委員長 分かりました。今の説明を伺って、下の3つの課題と一行一行と上の事案についての一行一行が対応関係になるように作成されたというのが、今説明を聞いてよく分かりました。それが伝わりにくいのですね。今説明を聞いて、ここの事案についての一行一行が、下の3つの課題の一文一文と対応付けられるように作成されたというのが見えてきました。そういう形で作られていたわけですね。そこが、読み取られればいいですね。読み取れませんか。

委員 読み取れないです。僕が頭悪いせいか知らないですけど

事務局 線を引いたりして、工夫をいたしましょう。

委員長 どこの一文と下の一文がどこが対応関係にあるのかははっきりと伝わればい

いのです。なので、アンダーラインの番号打って対応関係が分かる形にすればいいのです。そういう意図で、作られたということですね。

このページが。この課題の一行一行が上のどこと対応しているのかが見えればいいのですね。

そしたら、この事案がハンドブックの原点だったということがはっきりと伝わります。そこが、修正箇所的一点だということでもよろしいでしょうか。

事務局

すみません。日程調整をいいですか。今のところ、10月6日（火）はどうですか。ちょっと、9月は私共も運動会等あって、これも行われるかどうか分からないのですが。私どもも全体の方を把握していませんが、今のところ10月6日で行きたいと考えております。ここがずれるようでしたら再度ご連絡いたしますので、そのときはまたご都合をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

委員長

では、後は事後対応ですね。事後対応につきましては、〇〇さん。結局5年前の事案の事後対応が不十分であって、その検証過程が抜けているというご意見なのですが、そこまではよろしいですか。

委員

はい。

委員長

その後ですね。3ページの2番にこういうことが不十分であったと書いていますが、市教委としての問題は、〇〇さんが問題であると結局不十分と考えている箇所は（3）なのでしょう。

委員

いや、違います。載ってないです。

あの、事件が発生した後の事後対応の在り方が、調査報告書では指摘されているわけですよ。先ほど、事務局は発生しないように、このハンドブックはあると、しかし、発生した場合は、文科省の調査背景指針を参考に対応するという話でしたけれども、これは以前からあったものだけど、それでも対応ができていないことを調査報告書では指摘しているわけですよ。そのことに関する検証、要は、もし起こったときのためにも、そのためにも、もし発生したときの対応の在り方について検証して策を講じるべきだと。載ってないですよ。そこがすっぱり抜けています。

事務局の説明だと再発防止のためのハンドブックなんかいらんよということになるのですけど。そうではなくて、要は対応として学ぶべきところがあるので、どういうところかという、不都合なことがあってもそのことに関して、自ら目を向けないといけないという姿勢もそうだし、そういうことに関しての検証というのが欲しいということです。

委員長

もし、こういう重大な事案が起こったときに、起こった後ですね。

委員

はい。後です。

委員長

起こった後、どういうふうに学校や教育委員会が動けばいいのかという提案をすればいいのですね。

委員 検証して提案ですね。

委員長 検証・・・

委員 検証しないと提案もできないので。セットになると思うのですよ。

委員長 この文科省の背景調査指針の「何があったか事実を明らかにする」それから「自殺に至る過程をできる限り明らかにする」それから3つめの「1・2を踏まえ再発防止の課題を考え、学校での自殺防止の取り組み方を見直す」これが文科省にあった。この取組が、不十分であったと。

委員 はい。調査報告書が指摘しているわけですよ。その事後対応について、問題があるということで。ですので、調査報告書をもとにそこを検証していただかないと。

委員長 第三者調査委員会の第6の学校及び市教委のこういうところが問題であったと言うことを指摘していますよね。ここで指摘していることに対してじゃあ、そういうところが問題であったのだったら、こういうふうに改善することになりましたとそういう内容であればいいと。

委員 はい。改善策とどのように検証したかです。その問題について、他にも多分資料はあると思いますので、もう1回見直していただいて。

委員長 検証といっても何を検証するのですか。まずかった点を検証するのですか。

委員 まずかった点もそうだし、なぜできなかったのか、です。

委員長 なぜできなかったのか、というところを検証すればいいのですか。検証というのは、別になぜできなかったというところを明らかにして、それを克服するためには、こうすればいいのではと提案すればいいのですか。では、事後対応について突き詰めていけば、何が問題なのですか。結構たくさんありますよ。ただ、こういった検証の内容は、このハンドブックの中に反映されていませんか。

委員 反映されていないと思うのですが。

委員長 この事後対応についての課題を反映させるという形で、このハンドブックが作成されたと私は理解しているのですけど。

委員 結局、死に至るまでの指導とかいじめに対することは反映されていますけど、見方としては、その後の対応は、前の11月の検証資料にもいろいろと書いているのですよね。要は、臨時校長説明会の問題点についてとか検証はしているのですよ。教育委員会の皆さん。していて、なんか抜けている感じ。

アンケートも実施して、判明した事案、課題というのでも検証しているのです。このことに関するものが載っていない、ということです。

委員 重大案件が発生した場合に、どういうふうに対応するか、というマニュアルが全然のっていないという話ですよ、この反省を前提にした。

委員 そうです。反省を前提にしてどうするのかというのが載っていないということです。すいません。いつも分かりやすく説明していただいて。言葉が出てこなくて。

委員 ○○さん。今回、例えばいじめをしたということで自殺をしたのだと教育委員会が考えたのだと言うことを、そのまま○○さんに伝えていたら良かったのですが、というそういうことでは。

委員 いや、それだけではなくて。

委員長 これは、今年の1月22日に指摘事項に対する検証について、冊子を市教委の方で作成していますよね。これが、検証の内容では。

委員 これは検証内容であるので、ハンドブックに載せないのですよ。

事務局 その検証を読み込んでいったら、この3点につきるといふふうに判断しました。

だから、突き詰めていくとやはり生徒指導態勢に課題があったということと、子どもに寄り添うというのが足りなかったと、そこに課題として絞ったということになります。

委員 課題が一つ抜けていますよ。

不都合なことがあっても、自らの姿勢に向き合わなかったと言う姿勢が抜けています。要は、一夜にしていじめと判断したということに対しても書かれてもいないし。

結局一番大事なのはそこなのです。いくら不都合なことがあっても向き合う姿勢というのが大事なのは。

委員 ○○さん。家族に向き合わなかったということなのではないですか。家族と一緒に話し合うことが、できなかったということとはまた違うのですか。

委員 やはり、学校自体の沈静化に最初に動いてしまって、そこに取り残された感がありました。

子どもたちも何があったの何があったのと先生たちは教えてくれない、子どもなんかも置き去りにされたというのがありますし、僕が突き詰めるとやはり事実に向き合えなかったという不都合な点が。

要は、教員の指導が原因であるという事実に向き合えなかった、そういう姿勢がなぜ出てきたのか、それを克服するには、どうすればいいのかというのが抜けているのですよ。

委員長 ただ、結局、この検証についてという冊子を突き詰めていく作業をとことんしているわけですよ。突き詰めていくとこの3つに収れんされていくと。
この収れんされた3つのポイントを今度は、実際に活用していく場合は舞台に降ろしていかないといけないので、その舞台に降ろしていく過程の中で今、〇〇さんが指摘した内容も当然出てくると。
そういうような理解ではまずいですかね。〇〇さんが今指摘したのは具体的なのですよね。具体を具体のままこう、これは一応ハンドブックなので全ての具体を網羅はできないので。

委員 なので、そこからまた事後対応というのはどうすればいいのかというのを載せればいいのかではないですか。検証して。

委員長 そしたら、〇〇さんだったらどうしたら良かったというご意見をおもちですか。

委員 めちゃくちゃ長くなるけどいいですか。

委員長 では、できるだけ要約していただいて。

委員 いや、難しいですね。

委員長 結局、教育委員会の方は、突き詰めて突き詰めて考えたのですよ。

委員 だけどこれを見たら、ぼくは頭が悪いかもしれないけど、事後対応の在り方がすっぱり抜けているとしか見えないですよ。
このハンドブックの中身ですよ。生徒指導に関することは載っていますけど、事後対応については何も載っていないので。

委員長 結局ですよ、今、〇〇さんが載せろと言っているところは、この指摘事項に対する検証の冊子の中で、具体的に述べられていませんか。

委員 それは、これには反映しないのですか。

委員長 結局、指摘事項に対する検証の冊子の中に〇〇さんが載せるべきだという内容は掲載されているわけですよ。

委員 まあ、少し不足はしていますけど。まだこれでは不十分だと私は思っていますが。

委員長 まあ、不十分ながらもだいたい載っているということですよ。では、載っていたとして、なんでこれをハンドブックに載せないのかということですね。

委員 はい。

委員 論点が2つあって検証自体が不十分という話と検証された結果がここに反映されていないということ。
検証された結果というのは、重大事案が発生したとき、どのように対応すべきかという話が生徒指導という形になっているから載りづらいのですがね。でも、再発防止という観点からいったらむしろそういうのは、載せるべきではないのと、そこの考えなのではないですかと思うのです。
だから、再発防止とか生徒指導となると起こってしまったのは、仕様がないう話を市教委の方は考えているからここには載せるべきではないと、その代わりそちらの検証の方に載せて、まあ公表するかどうかは知りませんがね、そこで検討すべきだと、あくまでもこれは、生徒指導とか再発を防止するためにあるから、発生してしまったことまでは言及しませんよというスタンスだと思うのですよ。市教委は。
それがいいことかは分かりませんが、それがいいのかということで、議論するのはいいと思うのですが。そんな構図になるのかなと思うのですが。

委員 それに近いのかな。

委員長 そうしたら、次回10月6日に行うとして、次回までに、結局この事後対応については、この検証の1月22日に作成された冊子の中に詳細は述べられているわけなので、あとはこのハンドブックの先ほど言った3ページの事案の概要とその事案のページの1番と2番の対応付けを明確にできればということですよ。次の修正は。

委員 だから、重大事案が起こったときのマニュアルは、作らなくていいのかというのが話が、次出てくるのですよ。生徒指導とか再発防止とかいうとこれなのですが、残念ながら発生してしまったとき、そういうときどうするのという話がこれとは違う論点としてでてきそうだから、これを作るのという話だったのではないですかね。

委員 でも、これを私たちが話すことではないかと私は思います。これも一部ですよ。であれば、ここに盛り込んでいいと私は思うのですが。なぜ盛り込めないのかがさっきから聞いてて良くわからないのですが。入れたらいいのではないですか。入れない理由がよく分からないのですが。

事務局 今、論点を整理していただきましたので、〇〇委員がおっしゃるように発生した場合の後、どういう形を学校として教育委員会としてとればいいのかを作成して、次回お示しするというところでよろしいでしょうか。

委員 いいのではないですかね。それをこの中に入れるのか。別の冊子にするのかは、また考えていただきたい。

事務局 起こった後のマニュアル化ですね。起こった後どういう対応しなければならないのか。こちらの指針がありますので、この指針と学校の対応と併せてしっかりとしたものを作ることが大切なので、そういうことをご理解いただ

いてよろしいですか。(はい)

整理すると、概要のところは対応関係ですね。それと事後の対応についてはお示しして。ということ、その2点で。ありがとうございます。

委員長

当初の予定を超過してしまいましたが、今後の予定につきましては〇〇の方から。

事務局

今後の予定としましては、10月に大部分のハンドブックについては、ご了解いただいたということで、先ほどの2点だけはですね、ご審議いただくという形をとって、その後製本して各学校に下ろしていくという流れになります。

まずは、校長にしっかりと説明して、どういう使い方をするかですね、やっていきたいと思います。少し日程的には、ずれてくるのですが、しっかりとした皆さんの意見をですね、反映したものでないといけないと思っております。ありがとうございました。

委員

検討すると言ったことですが、変更をお願いします。議事録の指導調書の件について検討するということと、検証組織といった再発防止を継続していくための仕組みづくりについて、既存のものを使うのか新たに作るのかということの回答をお願いします。

事務局

はい。次回にということですよ。

ただ、今のところ議事録については審議中ということで、10月までは不開示ということで行きたいと思います。

第三者の機関については次回に提案できる形でいきたいと思います。

委員長

それでは、本日の会議を終わります。ありがとうございました。